GYOSEI GIFU

行政ぎふ

岐阜県行政書士会

2022. 3
NO.124

特定行政書士法定研修合格体験記
中間処理施設見学会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会

目 次

P. 1	●会長挨拶　岐阜県行政書士会　会長　森　伸二
P. 2	●ごあいさつ　岐阜県知事　古田　肇
P. 3	●ご挨拶　日本行政書士会連合会　会長　常住　豊
P. 4	**部長所見と活動報告** 総務部長／柴田　陽子　監察部会長／田中　裕之　研修部長／岩田　好博 業務部長／鈴木　泰広　環境衛生部会長／小栗　泰彦　国際部会長／入谷　桃世 農林部会長／西尾　友宏　建設部会長／岡本　真仁　運輸交通部会長／山﨑　雅大 法務部長／福田　中　社会貢献事業部長／遠山　邦明　経理部長／佐藤　尚久 企画広報部長／玉置　啓昭 ●理事会通信
P.12	**事業レポート** ●業務研修会 ●新入会員研修会 ●産業廃棄物の中間処理施設見学会と実務者意見交換会 ●封印管理委員会 ●広報月間　無料相談会
P.20	**特定行政書士法定研修　合格体験記** 西濃支部／加藤　卓俊　岐阜支部／大野　恵美　岐阜支部／北村　彰敏 岐阜支部／佐藤　健　岐阜支部／堀　雄貴
P.24 P.25 P.26	●日本行政書士会連合会と中部地方協議会単位会との連絡会　報告 ●中部地方協議会　担当者会議　報告 ●行政書士制度70周年総務大臣特別表彰　馬渕博長会員
P.27	**支部だより** 岐阜支部／亀山　雄一　西濃支部／川合　良枝　飛騨支部／手塚　傑 東濃支部／尾下　武博　恵那支部／保方多津美　郡上支部／正者　郁朗 可茂支部／大坂　直也　中濃支部／山田　昌幸
P.34	**TOPIC2022　法制度レポート** ●消費税について　～インボイス制度の導入から考える～
P.36	**各研究会の活動報告** 国際業務研究会／田中　愛湖　運輸交通業務研究会／池田香代子 農地開発業務研究会／伊藤　浩司
P.37	趣味同好会だより
P.38	コスモスぎふ活動報告　(一社)コスモス成年後見サポートセンター　岐阜県支部長　佐藤　住子
P.40	政連ぎふ 第64号　岐阜県行政書士政治連盟　会長　桑原　一男
P.42	会員の動向
P.45	令和3年度　行政書士試験報告　(一財)行政書士試験研究センター　岐阜県試験場責任者　宮脇万記臣
P.46	表紙の写真・編集後記

MESSAGE

会 長 挨 拶

岐阜県行政書士会　会長
森　　伸二

今回より会報ぎふの発行が3月となりました。今までは新年号として挨拶をさせていただいていましたが、今回は今年度の振り返りという視点で記載させていただいております。

改めまして会員及び関係者の皆様、平素より本会の事業運営にご協力いただきましてありがとうございます。今年度を振り返ってみるとやはり新型コロナウイルス感染防止に終始した1年と言わざるを得ません。ワクチン接種の開始が始まり、昨年の秋頃には通常の生活に戻れるのではないかと期待をしておりましたが年が明け、オミクロン株の発生で今尚、予断を許さない状況です。会員同志で交流する場を設ける事がなかなか出来ずに大変申し訳なく思います。新薬が開発されるまでもう少しの辛抱をお願いします。そのような中で行政書士の業界は、一部の業務を除き何とか業務の確保が出来ているという話を聞き安堵しております。一方で世界的な半導体不足などによる経済の停滞を少しずつ実感してきております。コロナが終息したとしても新たな戦いが始まるかもしれません。今までの業務や業態に満足せず、新しい分野へ一歩踏む出すことも考える必要があるのかもしれません。

そのきっかけの一つとして、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を使って発信や情報収集が効果的ではないかと思います。SNSとは、今更ではありますが、登録された利用者同士が交流できるWebサイトです。主にはTwitterやInstagram、facebookなどです。私自身も2016年からTwitterとInstagramを利用しております。SNSの中には、行政書士の発信も多く見られ、得られる情報もたくさんあります。特にSNS上では、各自が、○○専門行政書士、○○系行政書士などと個性をはっきり出す事により注目を集めます。投稿の積み重ねにより、その方の人となりがわかり身近に感じます。岐阜会の中にも参加している会員もいますがまだまだ少ないように感じます。会員の中でもSNSを通じて業務を獲得している事があるという話も聞きます。まだ、SNSを利用していない会員の方は是非、一度チャレンジしてみて下さい。

会長としての目標として以前にも話をさせていただいておりますが一人でも多くの会員に「行政書士になって良かった」と感じていただくという事があります。もちろんこれは、現在、行政書士として充実した生活を送っているという事もありますが、老後になっても安定した生活が出来るという事も含まれます。その為には、将来の年金の積み立てや退職金の確保が大切です。少し前に老後の資金2000万円不足という話がマスコミで取り上げられましたが、個人事業主で多くの方が国民年金である行政書士の場合、もっと多くの資金を確保する必要があるのではないかと思います。まだの方は、すぐに国民年金基金や小規模企業共済などへの積み立てを考えていくべきと思います。このような事も会員同志で情報交換が出来ると良いと思います。ちなみに行政書士会を通じ会員が国民年金基金に加入した場合、又、家族や知り合い、お客様などが加入した場合、国民年金基金との契約に基づき報奨金の支払いをさせていただけます。是非、ご活用下さい。

最後になりますが本年度は残念ながら亡くなられた会員や、高齢や体調を理由に退会される会員が例年より多くいらっしゃいました。令和4年度は健康に留意しながら時代の進歩へ対応していきたいと思います。皆様にとってもより良い年となるよう祈念し会長挨拶とさせていただきます。

MESSAGE

ごあいさつ

岐阜県知事
古田　肇

会員の皆様方には、日頃から、県民の皆様と行政とをつなぐ架け橋として重要な役割を果たしていただいていることに感謝申し上げます。

昨年は、長引くコロナ禍の中、何としても県民の皆様の命を守り抜くとの決意の下、ワクチン接種をはじめとする感染症対策や疲弊する生活・経済の下支えに全力を注いだ一年でした。厳しい状況が続く中、医療従事者の方々をはじめ「オール岐阜」でのご協力に対し心より感謝申し上げます。

このコロナ禍にあっても、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの県ゆかりの選手が活躍しました。同時に、この大会を契機とした県産品、農畜水産物の魅力発信に努めました。また、新たにオンラインを活用した各種交流事業、頻発する自然災害への対応など、着実に県政を進めてまいりました。

今年は、「ウィズコロナ」を乗り切るための感染症対策を最優先課題としつつ、「アフターコロナ」を見据え、幅広い分野の政策を展開してまいります。

「ウィズコロナ」の取組みとして、病床、宿泊療養施設及び臨時医療施設を十分に確保し、懐深い療養者受入体制の準備やワクチン追加接種の着実な実施を進めてまいります。また各般の生活・経済支援を実施するなど、感染拡大の防止と社会経済活動の回復との両立を図ってまいります。

「アフターコロナ」の取組みとして、「岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画」の下、国の「デジタル田園都市国家構想」も踏まえつつ、商工業・農林業などあらゆる分野のデジタル化を推進し、「誰一人取り残されないデジタル社会」を目指してまいります。また、「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、再生可能エネルギーの導入を進めるほか、移住定住策、企業誘致の強化などにより、「新たな地方回帰」の流れを岐阜県に呼び込んでまいります。

同時に、「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」で掲げる三つの政策の柱に基づき「清流の国ぎふ」づくりを推進してまいります。

「人づくり」では、「航空宇宙生産技術開発センター」などを活用し、産業人材を育成してまいります。また、オンライン教育の一層の推進に向けて、学校におけるICT環境の整備、教員のスキル向上を図ってまいります。

「健やかで安らかな地域づくり」では、近年、想定外が常態化している気象災害に備え、社会資本の整備・維持、老朽化対策を進め、防災・減災対策に万全を期してまいります。また、昨年中止となった「ねんりんピック」の再誘致を目指すなど、健康づくりへの機運を一段と醸成してまいります。

「魅力と活力づくり」では、関ケ原古戦場を核とした広域的な武将観光を推進するとともに、豊かな「自然」、「匠の技」、「歴史・文化」といった本県の魅力的な資源を、サステイナブル・ツーリズム（持続可能な観光）の観点で磨き上げ、世界に通用する観光地を目指してまいります。また、地歌舞伎公演などの伝統文化の振興・発信の取組みを継続し、令和6年度の「国民文化祭」の岐阜県開催に繋げてまいります。

本年も県政に対する御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、岐阜県行政書士会の今後のますますの御発展と、会員の皆様方の御活躍を心からお祈り申し上げ、ごあいさつといたします。

ご挨拶

日本行政書士会連合会　会長
常住　豊

平素より、岐阜県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日本行政書士会連合会の事業推進に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、各地において、行政機関並びに地域住民からの期待に応え、行政書士制度発展のため御尽力いただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年、行政書士制度は70周年を迎え、10月には行政書士制度70周年記念式典を高円宮妃殿下の御来臨の栄を賜り開催することができました。高円宮妃殿下を始め御来賓の皆様、本式典に御協力いただいた全ての関係者の皆様に、改めて心から感謝申し上げます。私たち行政書士にとって、大変励みとなる式典になりました。行政書士制度が、これからも国民に寄り添い、国民から必要とされる存在であり続けるために、研鑽に励むとともに、日々の事業に取り組んでまいります。

昨今、我が国における新型コロナウイルス感染症の感染状況は落ち着きを見せつつあるものの、依然として国民生活や経済社会へ深刻な影響を及ぼしています。引き続き、政府が行う各種コロナ対策支援策の浸透に向け積極的に協力してまいります。

また、デジタル社会の実現に向けて、国、地方公共団体と密接に連携を図り、国民の権利利益の実現並びに行政に関する手続の円滑な実施に寄与してまいりたいと考えています。

具体的には、昨年来、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に向けて、デジタル・デバイドの解消やなりすまし等による不正な申請を防止すべく、行政書士が申請者の代理人として支援できる環境を整えることを要望しており、引き続き対応を強化してまいります。また、属性認証や代理人との委任関係を確認できるシステムの構築を提案するとともに、国が設置する有識者会議等への行政書士の登用について、国等への要望を更に推し進めてまいります。

また、デジタル社会の進展においては、その基盤となるマイナンバーカードの普及が必要不可欠であることから、総務省と連携し、本年より、マイナンバーカードの取得促進事業を推進いたします。各単位会で実施する相談会や会員による顧客対応の場面において、マイナンバーカードの取得申請を勧奨し、あわせて申請支援を行っていただくことを想定しています。岐阜県行政書士会の皆様におかれましても、御協力方、何卒よろしくお願い申し上げます。

「そうだ、行政書士に相談しよう！」という気運を高め、地域における身近な相談相手としての認識を深めてもらうためにも、行政書士がいち早くデジタル化に対応し、地域社会の発展を支えていく意識が肝要です。

今後とも各単位会、会員の皆様と連携、協力して、行政書士制度の更なる確立を図ってまいりたいと考えていますので、引き続き御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

部長所見と活動報告

総　務　部

総務部長（兼苦情対応部会長）　柴田　陽子

1．部会の開催
令和3年7月21日（水）、9月24日（金）、12月1日（水）

2．岐阜県行政書士会会則及び諸規則、諸規定の見直し
令和3年12月14日（火）の理事会にて承認を得て、職員給与規則第3条（給与計算期間）を毎月25日払いから毎月末日払いに変更しました。

3．行政書士関係法規集追録の整備
会員名簿の発送時に追録を同封しました。

4．行政書士関係法規集のホームページの掲載
現在、IT部会においてホームページリニューアル準備中であることから、暫定的ではあるが会員ページより閲覧可能となっております。

5．会員名簿の作成
令和3年9月30日現在の会員名簿を発行しました。

6．岐阜県士業連絡協議会の諸事業への参加
・第34回定時総会：令和3年7月8日（木）　　・第1回協議会：令和3年9月6日（月）　書面決議
・第35回親睦ゴルフ大会:令和3年11月11日（木）、各務原カントリークラブ、参会者4名

7．岐行情報の発行
令和3年　7月30日発行Vol.86　　令和3年10月29日発行Vol.87
令和3年12月24日発行Vol.88　　デジタル岐行情報　随時配信

8．事務局の整備（電話機の購入ほか）

9．行政書士試験への協力
試験日　令和3年11月14日（日）
会　場　ソフトピアジャパン・大垣情報工房、じゅうろくプラザ、岐阜市文化センターの3会場にて実施されました。

10．会員管理及び指導
会員の職務上請求書の購入に合わせ、使用済み分につき記載の仕方に問題がある場合は、直接会員に連絡し記載指導を実施しました。

11．新入会員ガイダンスの実施
毎月1回　第4月曜日に開催。

12．渉外活動
総務部　法務・情報公開課へ新任のあいさつ回り、講師依頼等、訪問・メール・電話にて対応を行いました。

13．暴力団等排除対策員会の運営
今年度は、暴力追放岐阜県民大会が中止となったため、令和3年7月16日（金）事務局にて暴力団等排除対策委員会を開催し、委員長を選出しました。

14．危機管理対策の推進
事務局の防災グッズの整備、棚の転倒防止対策を実施しました。

15．他部門への会議参加
令和3年11月25日（木）IT部会と関係法規集のホームページ掲載について調整を行いました。

〈　苦情対応部会　〉

1．部会の開催
令和3年7月21日（水）、12月1日（水）

2．苦情対応用務
苦情対応マニュアルに基づき、担当者が事案対応しました。
実績は、右のとおり。

事　業　区　分	件数
依頼者から会員への苦情	1件
官庁・公益団体からの照会	4件
合　　計	5件

監 察 部 会

監察部会長　田中　裕之

〈　監察活動　〉

（1）建設業及び経営事項審査について

（岐阜県 県土整備部技術検査課の回答：令和3年10月8日）

調査期間：令和3年9月1日（水）～9月30日（木）

業務と調査対象	調査結果	
建設業許可の新規 および更新 但し、知事許可	①本人申請 ②行政書士による申請 ③行政書士以外によるもの 合計	62件 144件 206件

業務と調査対象	調査結果	
経営事項審査 但し、知事認可	①本人申請 ②行政書士による申請 ③行政書士以外による申請 合計	131件 94件 1件 226件

注）建設業許可については申請書表紙の手続代行行政書士欄に記入されているものでチェック。経営事項審査については、経営規模等氷菓申請書1ページの欄以外に行政書士の記名職員の有無でチェック。

（2）産業廃棄物収集運搬業の許可について

（岐阜県 環境生活部廃棄物対策課の回答：令和3年11月24日）

調査期間：令和3年9月1日（水）～10月31日（日）。調査対象は産業廃棄物収集運搬に関する各申請。調査機関は岐阜地域環境室及び各県事務所環境課　計8機関

	新規申請	更新申請	変更申請	合　計
①本人による申請	16件	78件	1件	95件
②行政書士による代理申請	39(2)件	54(2)件	2(0)件	95(4)件
③行政書士以外による申請	0件	0件	0件	0件
④拒否・不明	0件	0件	0件	0件
合　計	55件	132件	3件	190件

注）上記の（　）内の数値は、②のうち行政書士法施行規則第9条第2項に規定する記名・職印のないものの内数である。

（3）農地法関係申請について

（岐阜県 農政部農村振興課の回答：令和3年10月27日）

農　地　法	3　条	4　条	5　条	合　計
①本人による申請件数	399件	115件	416件	930件
②行政書士による代理及び代行申請件数	837件	406件	2122件	3365件
③行政書士以外による代行申請件数	13件	4件	21件	38件
合　計	1249件	525件	2559件	4333件

（4）都市計画法関係申請について

（岐阜県 都市建築部建築指導課の回答：令和3年9月24日）

区　域	許可種別	件　数	申請形態	件　数
市街化区域	開発許可申請件数 （都市計画法29条）	54件	本人による申請件数	0件
			行政書士による代理及び代行申請件数	47件
			行政書士以外による代行申請件数	7件
市街化調整区域	開発許可申請件数 （都市計画法29条）	37件	本人による申請件数	0件
			行政書士による代理及び代行申請件数	33件
			行政書士以外による代行申請件数	4件
	建築許可申請件数 （都市計画法43条）	51件	本人による申請件数	0件
			行政書士による代理及び代行申請件数	40件
			行政書士以外による代行申請件数	11件
非線引き区域	開発許可申請件数 （都市計画法29条）	24件	本人による申請件数	1件
			行政書士による代理及び代行申請件数	15件
			行政書士以外による代行申請件数	8件
都市計画法施行規則60条適合証明		183件	本人による申請件数	1件
			行政書士による代理及び代行申請件数	64件
			行政書士以外による代行申請件数	118件

研　修　部

研修部長　岩田　好博

私は、今回初めての研修部の部長になり、部長の所見をお話いたします。

今期には、部長の大役を任されびっくりしました。今まで研修部で思ったことは、行政書士の皆さんの研鑽や色んなやり方の研修、特に法の改正があった時は、皆様に法改正を早くお教えしていかなければ･･･との思いでした。

以前にも話をしましたが、何とかして行政書士会のPRが出来ないか、5回の業務研修会の1回を一般も参加できるような研修会もやりたいと思っています。ただ今期もコロナ禍の中であるために無理でした。来年度こそコロナの感染者がいなくなり、通常に戻った時は、必ず一度やって、一般の方に行政書士会を理解して頂くような機会を作ってみたいと思っています。

今年度の活動報告ですが、高山市で開催される第1回業務研修会がコロナ禍で残念ながら出来なく本当にご迷惑をお掛けしました。でも、2回目からの業務研修会は、順調に開催できました。

また、新入会員研修会については、玉置企画広報部長の御指導で無事に終わりました。なお、本来なら全日程を一緒に行い、親睦を図りたいところでしたが、コロナ禍の中で、皆さんには大変ご迷惑をお掛けしましたが、リモートで2回実施して、最後に1日をじゅうろくプラザで行われました。

このようなコロナ禍でなかなか研修が出来ずに申し訳ありませんでした。来年度は新型コロナ感染者がいなくなりますよう期待し、業務研修会が通常通り出来ますように祈っています。

また、研修内容で「このような研修会を開催して頂きたい」と思われたら私どもに投げかけて頂きたいと思っています。皆様の行政書士会ですので、どしどし希望の研修会にしていきたいと思っていますので、何卒連絡して下さい。お待ちしています。

最後に今年度は、オミクロンを含む新型コロナ感染者の激増で業務を遂行できなかったことについて、申し訳なく思っています。皆様の健康を祈願しています。

＊研修会については、事業レポートの「業務研修会」の頁もあわせてご覧下さい。

業　務　部

業務部長　鈴木　泰広

業務部会は7/14、11/26に開催いたしました。

前年度に引き続きコロナ下での社会状況を見ながらの活動となりますが、各部会が中心となって業務研修会への企画立案や実務者意見交流会の開催など、可能な範囲で実施しております。

また法改正やIT化の進展などについての情報収集、関係各所との渉外活動、調査研究、紙とデジタルでの情報発信などを行い、会員の皆様のお役に立てるよう努めてまいります。

環境衛生部会

環境衛生部会長　小栗　泰彦

環境衛生部会長を務めさせていただきます小栗泰彦でございます。環境衛生部会では会員の皆様にお役に立つ情報をより早く発信できるよう取り組んでおります。

1　業務研究及び調査、渉外活動

今回は恵那文化センターにおいて産廃業許可申請業務実務者意見交換会を、恵那市にある(有)東海バイオ様の中間処理施設の見学会を合わせて企画しました。令和3年7月22日には中間処理施設の事前下見を行い、11月30日に開催しました。

見学会にご協力いただいた(有)東海バイオ様は、自宅の解体による木くず、刈草、伐採木、水災害による流木などの廃棄物を細かく破砕し、有機バイオ菌群の溶液を散布し発酵させ攪拌しながら3か月間かけて有機バイオ肥料を製造し、土壌改良事業などに取り組む企業です。(有)東海バイオ様の担当者から処理工程を移動しながら説明を受け、肥料製造の実演も見せていただきました。(参加者22名)

中間処理施設より場所を移動し、岐阜県環境生活部廃棄物対策課の職員を講師として招いて実務者意見交換会を開催し、産業廃棄物処理業の申請に関する改正点及び留意事項や今後の法改正の動向などをお話しいただきました。(参加者18名)

2　業務研修の企画、立案

令和3年12月22日にセラトピア土岐において業務研修会が開催され、「産業廃棄物収集運搬業許可申請」についてのテーマで講師を務めさせていただきました。産業廃棄物処理業許可申請の中で、申請者件数も多くあり基になる申請で、留意すべきことや私の経験などからお話しさせていただきました。産業廃棄物収集運搬業許可申請を業務の1つとして加えていただければと思います。

会員の皆様には有益な情報を発信したいと考えておりますので、今後共よろしくお願い申し上げます。(＊見学会と実務者意見交換会は「事業レポート」で詳細を紹介しておりますのであわせてご覧下さい。)

国　際　部　会

国際部会長　入谷　桃世

国際部会では、各関係機関(公益財団法人岐阜県国際交流センター、公益財団法人大垣国際交流協会、岐阜県中小企業総合人材確保センター)と連携した行政書士による無料相談会を継続して開催しております。各機関に月1回程度、要請に応じて申請取次行政書士の資格を有する会員を相談員として派遣しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、諸外国の方に対する上陸拒否措置が継続されている状況ではありますが、在留中の外国人の方に関しては依然として一定のお問い合わせがあります。相談内容は、出入国が難しい状況下で深刻なものがさらに増加しており、経験値、知識量、入管との調整力、柔軟性など、申請取次行政書士としての高い能力がより一層求められていることを痛感します。

また、12月には「帰化許可申請・永住許可申請における留意点」をテーマとして業務研修会を実施しました。申請取次行政書士の会員数が日に日に増えていることから基礎的な内容の講義としましたが、質疑応答の際には実践的な踏み込んだ質問も挙がり、受講者の関心の高さを感じました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける日々がまだまだ続きそうですが、私たちとしては、外務省や出入国在留管理局の運用の変化に順応し、最新の正しい情報を必要としている方々に積極的にお届けできるように努めなければと思います。

引き続き、会員の皆様のご支援、ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

農 林 部 会

農林部会長　西尾　友宏

農林部会では、「①農林業務等の調査研究及び渉外活動の推進②農地法・都市計画法・森林経営管理法等の関連業務に関する情報の提供③業務研修の企画・立案④県農政部農村振興課との実務者意見交換会の企画・立案」という事で昨年度と同様の活動を進めております。

令和4年1月26日には、業務研修会の内容として農業者の支援に資する研修議題を立案させていただきました。

また、令和4年3月8日には県農政部農村振興課様との実務者意見交換会を昨年に引き続き開催させていただく予定でございます。

開催前に、会員の皆様に対して意見募集（農地転用許可について許認可権者に対して質問したい事、伝達したい意見など）をさせていただく予定でおりますのでご意見を寄せていただけますようお願い致します。

建 設 部 会

建設部会長　岡本　真仁

建設部会では、情報の入手を迅速に図り、有益な情報を会員皆様に適格にお伝えすることを心がけております。

以下に活動報告を記させていただきます。

1．業務研究及び調査、渉外活動

（一財）建設業振興基金におけるCCUS（建設キャリアアップシステム）の認定アドバイザーにつき、日行連からの推薦依頼を受け、2名の推薦を行いました。来年度当初には、さらに1名の推薦を行う予定です。

2．実務者意見交換会

令和4年2月1日（火）「建設業許可（経営事項審査を含む）申請業務実務者意見交換会」（長良川スポーツプラザ）を開催。喫緊の電子申請に係る情報を県担当者様から情報提供をいただいたほか、申請業務等につき意見交換を行いました。

3．業務研修の企画、立案

令和3年10月27日（水）、「許可・経審の電子化等、建設業務を取り巻く変化」（ワークプラザ岐阜）、（一財）建設業情報管理センターの参事役・井関徹様を講師に迎えての業務研修を企画、立案しました。

4．業務に関する情報の収集及び提供

岐行情報、デジタル岐行情報にて情報提供を実施中です。

運輸交通部会

運輸交通部会長　山﨑　雅大

1．部会の開催

７月8日(木)・11月17日(水)に部会を開催しました。

2．業務の調査研究及び情報の提供

デジタル岐行情報にて随時情報発信を行っています。

3．渉外活動

7月14日(水)に部会長就任あいさつと意見交換に赴きました。

訪問先：岐阜県警本部　交通規制課・運輸支局・自販連・JU岐阜・軽自動車検査協会

また、8月2日(月)に自販連との懇親会に参加しました。

4．業務研修の企画・立案

令和4年1月26日(水)に外部より講師をお迎えし、業務研修を行いました。

5．封印管理委員会活動支援

7月8日(木)・9月7日(火)に封印管理委員会を開催しました。

また、9月6日(月)・7日(火)に丁種封印事前研修を、11月9日(火)に封印指定研修を行いました。新たに封印受託者が2名追加となりました。

法　務　部

法務部長　福田　中

皆様、今年度もありがとうございます。今後ともよろしくお願い致します。

【活動報告】

1．研修会の企画、立案

令和3年12月22日セラトピア土岐で実施された第3回業務研修会において、日本政策金融公庫岐阜支店の第二融資課長森様をお招きし、「日本政策金融公庫の概要と創業支援制度について」と題した研修を企画させて頂きました。

2．スキルアップ連続講座の開催予定

令和4年2月10日から4週連続で、島根県会の行政書士・弁護士　佐藤力先生をお招きし、行政書士のための債権法改正講座をzoomにて開催予定です。本誌発行日（3月1日）には終了していると思いますので、次号で改めてレポート致します。

3．渉外活動

令和3年8月11日　日本政策金融公庫岐阜支店、岐阜合同公証役場訪問

【部長所見】

半年間部長をさせて頂きましたが、初任につき皆様にご迷惑をお掛けすることが多々あり申し訳ございません。

日々皆様にご指導頂き活動をさせて頂いておりますが、中でも江崎事務局長を始め事務局の皆様には適宜サポートをして頂き大変感謝しています。私は理事としても2期目ですが、本会の活動にあまり関わっていなかったため、会の構成や事業内容についても知らないことが多く、進め方についても分からないことばかりです。また、事務局の仕事内容についても、登録時や研修の申し込み、職務上請求書の購入の時ぐらいしか関りがなく、お願いしたことはいつも当然のように対応して頂けているように思っていました。しかし、研修会の企画や部会の開催など先導して進めていく際に、案内書類の作成や準備のスケジュール管理などいつも助けて頂き、会の運営がスムーズに進むようにきめ細やかにサポートして頂いて、事務局の存在のありがたさをとても感じております。

今後は、部長としても成長し、事務局の皆さんに無駄なご負担をお掛けしないようにしたいと思います。そのことが会員皆様のお役に立つことにも繋がると思いますので、精進させて頂きます。

社会貢献事業部

社会貢献事業部長　遠山　邦明

昨年、県より受託した所有者不明森林探索業務を行った実績により、今年度は岐阜県市町村林務担当職員研修内で当該探索業務について、具体的な内容の講義の依頼をいただきました。県内の林務担当者に行政書士会としてサポートできる内容を一度に周知できたことは、今後、各自治体へのアプローチへの足掛かりとなると考えます。

法教育は、日業連でも最近力を入れている事業であり、岐阜県内の高校、大学を中心にアプローチし、若者の法意識を醸成する一助となる事業の構築を計画していきたいと考えます。

〈部の活動報告〉

1　無料相談会の実施

緊急事態宣言発出の為、9月は中止をしましたが、毎月10市町で継続的に実施しております。

2　空き家対策、所有者不明土地問題への対応

令和3年10月26日に岐阜県市町村林務担当職員研修内で森林経営管理制度に係る所有者情報調査業務についての講師依頼があり、遠山が講義を行いました。講義内容は、森林経営管理制度に係る所有者情報調査業務について、行政書士会が支援できること、所有者不明森林の所有者探索の発注から納品までの具体的な流れ、実際に業務を行った事例をもとに費用の概算等を説明しました。

調査業務は、進捗状況にばらつきがある様子でした。その中で、大垣市と瑞浪市が調査業務を進めているとの情報をいただき、林務担当者へアプローチを行い、進捗内容によっては、相談をしたいとのことでした。

3　法教育の研究、実子

具体的な進捗はありませんが、岐阜県内の高校、大学をリストアップし、特に2022年4月より成人年齢が18歳に引き下げられる為、県内の高校を重点的にリストアップし、教育委員会を通してアプローチしていきます。

経　理　部

経理部長　佐藤　尚久

1．月次監査の実施

令和3年10月　8日　午後1時より　　令和3年11月18日　午後1時より

令和3年12月23日　午後1時より　　令和4年　1月25日　午後1時より

2．中間監査　令和3年10月13日　午前10時より

令和3年9月末までの記帳内容用について、監査を受け、“適正”との評価をいただいています。

3．経理部会　令和3年10月13日　午後1時より

経理部に関する議事について報告しました。

①未納会費の現状報告と長期未収会費の今後の取り扱いについて

②事務局職員の給与支払い時期の変更について

毎月20日〆の当月25日支払となっていることの問題点の改善点

（後日の総務部会でも議論をお願いしました）

③職員給与に関し、俸給表の策定について

④会務による出張旅費の計算について現状の報告と改善点

4．　昨年の総会でもご案内しましたが、事務局の会計ソフトの更新に伴い会計ソフトの変更をいたしました。それに伴う移行作業を現在進めています。作業中、勘定科目、部門コードなどの設定変更などの改善等を提案すべく準備をしております。

会員の皆さんに、より分かりやすい決算書作成に向けて頑張っています。よろしくお願いします。

企画広報部

企画広報部長　玉置　啓昭

今年度、企画広報部は会報誌の発行（123号と本号124号）、広報月間の取り組みとして無料相談会の開催、行政書士記念日の新聞広告、研修部と協力しての新入会員研修会などに取り組んできました。このうち無料相談会、新入会員研修会については別稿でも改めて事業レポートしておりますのでご覧下さい。また、IT部会を中心にホームページのリニューアルにも取り組んでおります。

本号の発行日以降の開催となりますが、行政書士の開業準備セミナーを3月5日に開催予定です。こちらは、前年度執行部から引き継いだ新企画となります。次号でレポートしたいと思います。

さて、各事務所が行う営業広告と、本会等が行う団体としての広報は異なる性格があると思われます。各事務所では出来ないことを団体広報として担い、行政書士の役割の周知活動につなげて行けたらと思います。

本年度は対内的な事業を中心に取り組んで参りました。対外的広報については計画されていたものは実施致しましたが、新機軸までは打ち出せませんでした。次年度は2年目となりますので、部内で検討して取り組んで参りたいと思います。

最後に、10月は日行連の行政書士制度広報月間で、各支部のご尽力のもと行政書士制度ポスターを官公署、公益機関、民間機関に多数掲示いただきました。この場をかりまして、掲示いただいた機関、窓口まで掲示依頼に訪問して下さった各支部の役員等の方々に厚く御礼申し上げます。

理事会通信

第3回理事会

日　程　令和3年12月14日（火）
場　所　ホテルグランヴェール岐山　5階　孔雀の間
出席者　会長、副会長3名、理事24名、監事3名、委員長4名

1　報告事項

・日行連関係について
・行政書士試験、特定行政書士試験について
・その他
・中地協関係について
・長期会費未納会員への対応について

2　協議事項

（1）令和3年度事業進捗状況について
（2）綱紀案件について
（3）職員給与に関する規則の一部改正について
（4）事務局駐車場契約について
（5）事務局移転について
（6）その他（マイナンバーカード代理申請業務受託について）

業務研修会

日　時　令和3年10月27日(水)　　参　加　58人

会　場　ワークプラザ岐阜　大ホール

内　容　①行政書士業務と弁護士法
　講師　弁護士　司法書士　行政書士　藤井慎哉　会員
②許可・経審の電子化等、建設業務を取り巻く変化
　講師（一財）建設業情報管理センター　東日本支部　参事役　井関 徹 様

夏に予定していた高山会場での研修会が新型コロナ感染症の拡大に伴い中止となったことから、今回が事実上の1回目の研修会となりました。テーマへの関心も高く、多数の参加がありました。

第1部では当会の会員でもある弁護士の藤井先生に行政書士法や弁護士法の条文、裁判例等を紹介いただきながら講義して下さいました。行政書士業務も弁護士法72条等を始め他法令による制約があります。ルールを守るものはルールに守られると言われることもありますので、法的紛議が生じることが予想される場合は、センサーを働かせて弁護士へ引き継ぐ等の対応が大切です。会員の関心も高いため、今後とも業際に関する研修会等が開催されることが期待されます。

第2部では、当会と業務提携をしております（一財）建設業情報管理センター（以下CIIC）の職員の方よりご講義いただきました。岐阜県HPの「建設業許可の広場」には、申請書類作成ソフトのダウンロードページとして、CIICの外部リンクが紹介されている等、会員の中にはご利用された方もおられると思います。研修では、建設キャリアアップ、技術者の配置及び技術検定制度の見直し、許可・経審の電子化、経審の主な改正事項などについて、国土交通省の公開資料などもふまえてご講義下さいました。

〈第1部で紹介された主な判例や裁判例等は次の通りです。（一部の紹介となります）〉
- 行政書士法1条の3に関連して、広島高判平成27年9月2日
- 弁護士法72条の立法趣旨に関連して、最大判昭和46年7月14日（刑集25巻5号690頁）
- 弁護士法72条と近時の最高裁決定、最決平成22年7月20日（判時2093号161頁）
- 遺産分割に関する下級審裁判例、東京地判平成27年7月30日、東京地判平成29年11月29日

日　時　令和3年12月22日(水)　　参　加　25人

会　場　セラトピア土岐　多目的小ホール

内　容　①創業支援について　講師　日本政策金融公庫　岐阜支店　融資第2課長　森　貴裕 様
②産業廃棄物収集運搬業許可申請について　講師　小栗泰彦　環境衛生部会長
③帰化許可申請・永住許可申請における留意点　講師　柴田陽子　会員

第1部は日本政策金融公庫の「国民生活事業のご案内」冊子等をもとに、公庫の概要、融資の特徴、創業支援、事業再生支援、事業承継支援、支援機関や地域金融機関との連携、融資制度の一覧等について分かりやすくご説明下さいました。

第2部は小栗環境部会長が事例を踏まえながら、産業廃棄物収集運搬について入門編の講義をして下さいました。基礎的事項、廃棄物か有価物かについての「おから事件」（最高裁平成11年3月10日）や環境省の通知文（環廃発　平成17年8月12日）の紹介、申請書作成における留意点等について分かりやすくご講義いただきました。

第3部は国際分野の帰化・永住について柴田会員（現総務部長）にご講義いただきました。帰化や永住における実際の状況や実務上感じたこと等について触れられて良い学びとなりました。参加者の質問もあり会員の関心の高さも感じられました。

日　時　令和4年1月26日(水)　　参　加　46人

会　場　Zoomオンライン講義（各事務所又は大垣市情報工房スインクホールでの受講）

内　容　第１部　①農福連携推進事業における行政書士に期待される役割
（一社）岐阜県農畜産公社　農福連携推進室　室長　西村 薫 様
②GAPチャレンジ推進支援事業　～実施計画の作成まで
岐阜県　農政部農産園芸課　ぎふ清流GAP推進係長　林　邦彦 様
③認定農業者の制度と申請手続きについて
岐阜県　農政部農業経営課　普及企画係　小森志保 様
第２部　自動車登録関連業務を主体とする大規模行政書士法人の現状と将来展望について
愛知会　行政書士法人アーバン　佐藤友哉 様

第1部は農林部会が農業者支援の新たな視点を会員に届けるとの思いから計画され、県や関係機関のご協力で各制度の説明をして下さいました。

農福連携事業については、制度の意義や県農畜産公社の推進体制、推進事業（農福連携推進活動事業、障がい者農業参入チャレンジ事業）や主な支援制度についてご説明いただきました。また、GAPとはGood Agricultural Practices（直訳でよい農業の取組）の頭文字をとったもので、一般的には「農業生産工程管理」と呼ばれているものですが、その県の推進事業についてご説明いただきました。認定農業者については馴染みのある会員もおられると思います。制度のあらましや現在の認定、申請手続き等について分かりやすくご説明下さいました。

第2部は、自動車登録や車庫証明を中心に、社員行政書士2名、パートや正社員35名の行政書士法人を経営しておられる佐藤代表に岐阜会事務局のZoom会場にお越しいただきました。行政書士法人の特徴、法人化した理由、全国行政書士法人会の紹介、社内の情報一元化や組織としての業務管理などについてお話下さいました。また運輸交通部会で工夫して事前質問をされ、それぞれのテーマにご回答下さいました。自動車業務だけでなく経営者としての視点、会の役職として職域を守る思いなどにも触れて有意義な研修となりました。

新入会員研修会　ご入会おめでとうございます

東京オリンピックが開催されていた夏、新型コロナウイルス感染症の第5波が起こり参集しての事業を告知することが難しくなっておりました。そこで当初の予定を変更し、第1部をオンラインで、第2部は時期を見て集合研修で行うこととしました。新入会員研修会は企画広報部、研修部、各部の講師等と一緒に作り上げていくものです。「本会の会員となった者は、本会の実施する新入会員研修会を受けなければならない。」（岐阜会会則第6条の3）と定めておりますので、やむを得ない場合を除き、受講を呼び掛けております。今回のプログラムが実りある研修になっていれば幸いです。新入会員の皆様のご活躍を今後とも祈念しております。

第１部　オンライン研修

令和3年9月29日（水）と令和3年10月6日（水）の2日間開催しました。各講師がレジメやオリジナル動画等を活用して講義してくれました。Zoomが初めての新入会員もおられたと思いますが、多数の参加がありました。

1日目　9月29日
- 国際業務について
  坂口裕祐　国際部会員
- 法務分野の業務について
  福田　中　法務部長
- 環境衛生業務について
  米倉寛子　環境衛生部会員

2日目　10月6日
- 建設業務について
  川上真広　建設部会員
- 運輸交通業務について
  山﨑雅大　運輸交通部会長
- 農林（土地）業務について
  西尾友宏　農林部会長

第２部　会場での新入会員研修会

感染の波も収まった令和3年11月18日（木）、じゅうろくプラザ（岐阜市）で新入会員23人の参加のもと開催しました。岐阜県総務部法務・情報公開課　坂井英樹課長のご挨拶、伊藤敏寛主任に「行政書士関係法規について」ご講義いただきました。

また、組織紹介とコンプライアンスについて（柴田陽子　総務部長）、コスモスぎふについて（（一社）コスモス成年後見サポートセンター岐阜県支部　佐藤住子支部長）、政連ぎふについて（岐阜県行政書士政治連盟　桑原一男会長）にもご登壇いただきメッセージを語っていただきました。例年好評の体験発表では、西濃支部　藤塚光一朗会員からは入会から現在に至る思いや自宅事務所から店舗事務所への移転の経験について、岐阜支部永瀬禎久会員からは自動車実務だけでなく経営者として感じていることについて語って下さいました。最後に座談会を各グループに分かれて実施しました。

アンケートの紹介（会報誌への掲載可と回答いただいたものから一部を紹介します）

1　集合研修会の感想

①日程について

・良い　・特に問題ない　・妥当だと思います　・ちょうどいい日程でした。
・時間と日程については、いい時間帯に開催されたと思う。
・３日に分けて実施されたことで内容が深くなっていたと思います。
・オンラインと併用されていたので楽に受講することができた。
・どちらかといえば、昼をはさむのではなく、午前または午後のどちらかで実施して欲しかった。
・可能な限り、土曜日開催の方が望ましく思いました。

②内容について

・良かったです。　・参考にさせていただきます。
・座談会が一番良かった。
・体験談、座談会が非常に参考になりました。
・一部、受講内容が最初の研修と同じと思いました。
・行政書士としての自覚が増しました。生の話が貴重でした。
・もう少し、実務の基本的な書類の説明があると良かったと思います。
・業務系の研修はオンライン、それ以外の一般の研修は集合という選択は良かったと思います。
・色々な話を聞くことができて良かった。特に先輩行政書士の経験談については、参考にできることが多く、ためになる話が多かった。
・集合研修はオンライン研修と違い、研修内外において参加者の皆さんと意見交換できたので大変良かったと思います。特に体験発表と座談会は今後の活動に大変役立つと感じています。
・生で先生方の貴重なお話を聞くことが出来、同期入会の先生方もオンラインではなく、現場で交流することが出来たことは大変有意義でした。コロナでオンラインが多かったせいか生での交流に勝るものはないと改めて強く感じました。

2　オンライン研修会の感想

・日程が楽になり良いと思います。
・研修全般にオンラインの方が良いです（岐阜市が遠いため）。
・コロナ禍にてＺoom開催はやむを得ない措置であり、それを理解して受講しました。講義の内容自体は生の研修会とは遜色なく素晴らしい内容でした。
・行政書士の業務は幅が広く、たくさんの業務があるので、どんな業務があるかを知ることができて良かった。
・実際の活動を紹介してくださり、とても勉強になりました。またオンラインというのも都合が良かったです。
・どこでも参加できることは出席率UPにもつながるため良いと思いました。名刺交換等ができないデメリットはあります。

3　今後のご意見・ご提案

①業務研修会について（例えば、テーマ、講師、平日開催、土曜開催など）

・今後の行政書士に必要なＩＴなどの研修会を希望。
・どちらかといえば、土曜開催を希望します。
・平日開催で相続や後見制度についてのお話が聞きたいです。
・農地開発、相続、車関係、この３つのテーマで開催していただきたい。
・研修会の開催日程は、できるだけ早めにお知らせいただきたい。
・集客、実務に直結する研修があれば良いと思います。
・新規にビジネスチャンスとなるような法改正、制度改正など新入会員でも参入していけるようなホットな（アツイ）テーマ（情報）を取り上げて欲しい。

②その他

・業務研究会の様子を聞かせて下さい。
・オンラインの研修会が増えるとありがたい。
・講義を聞く＋グループワーク的なものなどあれば、会員間の交流促進もはかれるので良いと思います。

産業廃棄物の中間処理施設見学会と実務者意見交換会

環境衛生部会長　小栗　泰彦

1　中間処理施設見学会

環境衛生部では、年1回、産廃業許可申請実務者意見交換会を行っており、今回は、中間処理施設の見学会と合わせて初めての企画となり、令和3年11月30日に開催いたしました。

見学させていただいた中間処理施設は、恵那市にある(有)東海バイオです。元々酪農業で広大な牧場で牛を飼っており、糞尿などの処理も行っていたようです。独自のバイオ技術を使い有機バイオ肥料の製造販売を開始し、さらにこのバイオ技術を発展させ悪臭環境改善事業を手掛けるなど、自然環境及び社会環境の改善に取り組む企業です。

主な取引先は、各官公署や農林関連の事業所などからの依頼で、山林を伐採して出た剪定枝や刈草の処分、水災害による流木の処理、家畜糞の処理、耕作放棄地の土壌改良事業を行っております。

処理工程は、自宅の解体による木くず、刈草、伐採木、水災害による流木などの廃棄物を収集運搬車にて種類別に集積場に運び込まれます。その後移動式破砕機にて細かく破砕され、有機バイオ菌群(有機微生物群)の溶液を散布することにより、脱臭能力のある微生物のはたらきで悪臭を除去でき、60℃前後の高温発酵を1か月以上続けることで大腸菌等の雑菌や、雑草の種子を死滅させることができ、3か月間かけて発酵させその間4回攪拌作業を行います。その後分析及び植物試験を行い、安全性の確認を経て有機バイオ肥料となります。有機バイオ肥料は土壌改良効果があり、良い野菜ができて地域の市民や農家の方に無料配布され、大変喜ばれているようです。

当日は、(有)東海バイオの事務所前の駐車場に集合し、担当者様から処理工程へ移動中に処理作業など詳細な説明をいただいて、廃棄物の種類別の集積場を通り木くずの堆積場へ移動しました。細かく破砕された木くずの山にポンプ車からホースを使って有機バイオ菌群の溶液を散布する作業や、有機バイオ肥料を田畑に撒く作業を見学会のために実演していただきました。

また、処理施設の脇には火災に備えて、消火用の水槽を設置し、消防車を配備していました。処理施設からの悪臭や騒音、施設の囲いを取り払い地域の住民にいつでも見聞きできるように風通しの良い関係を築いていることをお聞きしました。

中間処理施設は、迷惑施設として捉えられる傾向があり、施設の設置を巡って、事業者、地域の住民、行政等で紛争が生ずる場合もあり、地域の住民とのコミュニケーションを図っていくことが、いかに大切で重要かと思いました。

今回の見学会は木くずを破砕処理し堆肥化でしたが、中間処理施設を見学することで、産業廃棄物収集運搬業許可申請業務の書類作成においても、役立つことであると思います。また、機会があれば、企画したいと考えております。

参加者で集合写真

近隣の農家に
有機肥料の
無料配布の看板

破砕された木くず

ご協力いただいた東海バイオの方々と

実験農場へ移動

処理施設で有機バイオ菌群の
溶液を散布する様子を見る参加者

＊今回の中間処理施設見学会は日行連「月刊日本行政」第592号でも紹介される予定です。

2　実務者意見交換会

㈲東海バイオ様から移動して恵那文化センターにおいて、第6回産廃業許可申請実務者意見交換会を開催しました。第5回は令和3年2月24日の開催予定が新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い緊急事態宣言下のため中止となりました。毎年1回、岐阜県の廃棄物対策課より職員を講師として招いて、産業廃棄物処理業の申請に関する改正及び留意事項や今後の法改正の動向などをお話しいただいて参加した会員からも要望質問事項などの意見を交換して理解を深め、日常の業務の中で活かせればと企画させていただいております。

今回は、許可の更新時における留意事項、先行許可制度を利用することで、添付資料で省略ができる書類や審査期間が短縮できること、処理施設の設置及び更新手続きについての留意事項、施行規則一部を改正する省令、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う事務処理の見直し、申請書類の押印廃止、電子申請の動向などをお話しいただきました。

また、会員より、申請者等が欠格要件に該当した場合の事務処理についてと車両に関する質問が出され、それに対して、県の職員から明解な回答いただきました。

県の職員を交えての意見交換会で良い機会をいただいて、より一層、業務に励んでいきたいと思います。

封印管理委員会

封印管理委員長　永瀬　禎久

昨今のインターネットの普及に伴い、自動車も欲しい車両を県外の販売店でも買うことができるようになっています。そこで、丁種封印への需要が増大し、岐阜運輸支局からの丁種封印権での封印払出も右肩上がりとなっております。

その需要に対応するために、封印管理員会では新規会員の募集の為の事前研修会と、丁種会員が適正な封印の取付を行える様、年に一回の丁種会員の指定研修を行っております。

事前研修については、令和3年9月6日7日の二日間に渡って研修を行いました。新型コロナウイルスの影響も考慮して、本年度は事前に封印管理委員が撮影した講義ビデオを使用して、講義を行いました。講義内容は、「自動車登録概要」「車庫証明について」「移転登録について」「新規登録について」「丁種封印概要」の5コマで講義を行いました。どれも、内容は実務に即したもので、ある程度の自動車登録に関する書類の作成はできるようになる内容でした。講義後、実際の書類作成と択一式の筆記試験を行い、参加者9名中2名が晴れて丁種会員となりました。

指定研修は令和3年11月9日、羽島市民会館にて丁種会員全員の参加により実施しました。最初に、岐阜運輸支局中根主席登録管にお越し頂き、「運輸支局が行政書士に望むこと」の内容でご講義を頂きました。書類のまとめ方や、普段の業務において疑問に思っていることなど、質問にもたくさんお答え頂き非常に充実した内容となりました。続いては、封印管理員による「経験から学ぶこと」というタイトルで、実際に封印を取り付ける際に困ったことや、会員が疑問に思っている事、対応に苦慮したことなどをQ&A方式で講義を行いました。指定研修の最後は、実際に駐車場に止まっている車を使用し、車台番号の打刻位置の確認を全員で行いました。当日は、普通乗用車だけでなく、SUVや中型トラック等も用意し、様々な車両の車台番号の確認を行うことができました。

丁種封印業務は、自動車の登録だけでなく、その後のナンバーの封印も行政書士が行います。その為、車台番号の確認のための車台番号の打刻位置の把握など、様々な知識が必要となってきます。今後も、会員の皆様が適正な業務を行える様、又、現場で困ることが無いように研修を通じて様々な知識の共有を行ってまいりたいと思っております。

広報月間　無料相談会

企画広報部

令和3年10月1日に本会事務局にて、電話無料相談会を実施しました。開催に先立ち、中日新聞に広告掲載をし、岐阜市など複数の市町の広報誌に告知記事を掲載していただきました。例年の相談会は、事業主の方の許認可の相談より、相続や農地の手続きなど生活の中での相談が多いことから、新聞広告は柔らかめで年長者の方に親しみを感じていただけるデザインになるよう心掛けました。当日は相続を中心に18件のご相談がありました。近年の電話無料相談会と比較しても多数の相談者にご利用いただいけたと思います。

さて、相談会は相談者の「ちょっと聞いてみたい」に応える社会貢献活動の一環でもありますが、日頃異なる事務所の会員が相談員として集い、共に学ばせていただくという副次的効果もあります。次年度も工夫して取り組んでいけたらと思います。

最後に、近年の広報月間における岐阜会の取組は、本会が電話相談、各支部が会場での相談会という傾向があります。支部主催の会場研修においては、感染症対策のため、やむを得ず実施を取りやめたところもございますので、会員の皆さんにおかれましてはご理解いただきますようお願いします。

相談会の中日新聞広告

特定行政書士法定研修 合格 体験記

現在、岐阜会では62名の会員が特定行政書士になっておられます。一方、考査の過去問は一般公開されておりませんので、今後学習について苦慮される方もおられるかと思います。そこで、今年度の法定研修修了者(考査合格者)にご協力いただき、有志会員の合格体験記を掲載します。考査への取組や勉強方法などについてご体験を紹介し、特定行政書士への関心を高めると共に、今後受験される会員への良き道案内になればと考えております。どうぞご覧下さい。

西濃支部　加藤　卓俊

●はじめに

西濃支部の加藤卓俊と申します。特定行政書士法定研修を今後受講される方のために、私なりの勉強方法などを述べさせて頂きます。

●受講動機

固定資産評価審査委員と空き家等対策協議会委員を頼まれている関係で、不服審査手続きについて知識を深めたいという思いが根底にあり、特定行政書士については、いつかは取得したいといった漠然とした目標がありました。とは、言ったもの平日に開催される集合研修に詰めて参加できる時間的な余裕がなく、後回しとなっていたところ、コロナウイルス感染症の影響もあって令和３年度の募集要項では中央研修所の研修サイトから自分の好きな時間に全18時間のビデオ講義を受講するといったものに変更されていたので、これだったら私にもできそうだと思い、受講を決意しました。

●ビデオ講義

8月2日から9月17日までにビデオ講義をすべて受講しなければならないという内容だったのですが、毎日1コマずつ受講するというコツコツの勉強方法がどうも苦手で、週末に一挙に3コマを受講するというやり方で9月の上旬には、全18コマのビデオ講義の受講が終了しました。自分のペースで受講できるところが大変良かったです。

●考査対策

ビデオ講義が終了すると約１か月後に考査があるという状況に置かれるのですが、配布されたテキストは、ビデオ講義に沿った法定研修テキスト、行政書士のための行政法という分厚い書籍、行政書士のための要件事実の基礎という割りと薄めの書籍の３つのテキストが手元にある状態で、法定研修テキストはビデオ講義を受講しながら読み進めていきますので、残り2書籍が手付かずの状態でした。ただ、ビデオ講義がしっかり作り込まれているので、不服審査の内容や主張立証にあたっての要件事実論については、理解できたような気持ちになっており、考査はこのまま受講しても大丈夫だろうという根拠のない自信もあって、10月に入るまでおサボりをしてしまいました。さすがに考査１週間前には、少し勉強しないとまずいかなと思ったので、模範六法を開いて行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法の条文の読み込みをし、要件事実論については配布された書籍を流し読みしました。

●考査

考査問題は文字数こそ多いものの条文をそのまま問うものもあって、全体としては比較的易しめに作られていました。ですので、考査対策としては条文の読み込みは絶対に必要だと感じました。ただし、行政事件訴訟法については、条文読み込みだけでは足りず、補助教材で少し知識を補充した方がよいと感じました。要件事実論については、否認と抗弁の違いがマスターできていれば、すごく優しい出題だったと思います。行政書士倫理についても普通に判断すればよい優しい出題だったと思います。

●最後に

以上が、私の体験談になります。今後受講される方の勉強方法の一助になれば幸いです。

岐阜支部　大野　恵美

1．確実に合格するためには30点中21点以上を目標にする
2．行政法3法に関する問題をどれだけ正解できるかが合格の鍵
3．配布されたテキスト3冊をしっかりと精読する
4．行政法３法の条文は例外を含めて細かい部分まで確認する

●はじめに

令和3年に行政書士登録をしたばかりでしたが、特定行政書士法定研修は行政書士本試験の受験知識があるうちに受けた方がいいと考え、挑戦してみました。

●考査概要

・試験時間：2時間
・マークシートによる択一式30問
・行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、民事訴訟法、要件事実、特定行政書士の倫理から出題
・考査合格率：令和２年度　68.1%、
　　令和３年度　67.8%

●使用教材

・配布されたテキスト
　特定行政書士法定研修テキスト
　行政書士のための行政法
　行政書士のための要件事実の基礎
・行政書士試験用の問題集及び六法

●考査の傾向と対策

過去の考査の傾向によると、合格するためにはおおよそ30問中21～25点の得点が必要だそうです。そのうち行政法3法が30問中20問前後占めています。したがって行政法を中心に学習を進めることにしました。

行政法の勉強としては、行政書士試験で使用した市販の問題集の解き直しと共に条文の細かい部分の確認作業を行いました。

民事訴訟法や要件事実は事例に対する法的思考力（要件事実的な思考）が必要で、初学ということもあってかしっかり理解するために多少時間がかかりました。

●考査を終えて

考査内容は複合問題も含めておおよそ行政手続法8問、行政不服審査法8問、行政事件訴訟法4問、民事訴訟法及び要件事実・事実認定論8問、倫理2問の構成でした。行政法3法に関しては条文の例外や細かい部分まで問われ、条文の丁寧な確認作業と行政書士試験の過去問対策は有効でした。民事訴訟法・要件事実は基本的な知識や重要語句をきちんと理解していれば対応できる肢が多かった印象です。

反省点としては全体的に配布されたテキスト中の文言がそのまま抜き出されている肢が多数みられ、配布テキスト3冊の丁寧な読み込みは非常に重要だと感じました。

●最後に

今回の特定行政書士法定研修考査を通して改めて行政法の理解が深められ、加えて新たな知識を得ることも出来ました。挑戦して良かったと思います。

特定行政書士法定研修 合格 体験記

岐阜支部　北村　彰敏

今回、特定行政書士試験の合格体験記を書く機会を設けて頂きましたことに先ずは森会長をはじめ玉置企画広報部長、企画広報部の皆様方に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、試験への取り組みや勉強方法などの体験談につきまして、まずは取り組みについて述べたいと思います。特定行政書士試験の考査問題および解答は公表されておりませんでしたので、インターネットやTwitter等で情報収集をしました。「特定行政書士法定研修考査合格対策要点解説と模擬問題/著：岡田忠興/出版社：税務経理協会/発行年月：2019年09月」という市販本が唯一の対策本でしたので購入し、試験内容は行政法、民事訴訟法、倫理でおよそ6割程度で合格というのが分かりました。行政法は最近の行政書士試験に類似した問題の出題であること、民事訴訟法は要件事実からの出題であること等が分かりましたので、それに向けての学習を始めました。仕事や育児、他資格の勉強の合間での受験でしたので隙間時間や子供達が寝た後の時間に学習に取り組みました。

次に勉強方法につきまして、上記の対策本に加えて行政法は司法試験予備試験短答問題集および行政書士試験市販模試の行政法の部分だけを一冊分、民事訴訟法は司法試験予備試験短答問題集のみを学習し8割正解しました。行政法は行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題され、特定行政書士が直接扱う分野で実務上重要である行政手続法、行政不服審査法からの出題が多いということでしたので優先しての学習を心掛け、さらに「条文」の正確な理解を問う問題も多いため「条文」の見直しを徹底しました。民事訴訟法につきましては要件事実をはじめとした弁論主義、否認と抗弁等を中心に学習しました。民事訴訟法を基礎から学んだことがなく初めての場合は配布された指定のテキストの読み込みが必須かと思います。他に倫理に関しては一切勉強しておりませんでしたが常識的に考えれば解ける問題でした。また、過去問は先輩行政書士からお借りするのも良いかと思います。行政書士試験の直近合格者であれば有利ですが、合格からある程度時間が経過している場合は講義や参考書、資料も含めた深い学習が必要かと思いますので、なるべく合格から早い時期での受験をお勧めします。

紛争性のある分野に特定行政書士が参入できたことと、業務の幅が広がる特定行政書士になることのメリットは非常に大きいと思います。多くの方に合格して頂き、制度を発展させていくことができればと思います。この体験記が皆様の一助になれば幸いです。

※参考図書　司法試験・予備試験逐条テキスト「行政法」「民事訴訟法」

岐阜支部　佐藤　健

「まずは過去問や出題傾向を分析した上で、出題される可能性が高い分野を検討した上で学習の出発点を定める。学習計画の立て方や、その振り返りの仕方といった学習論、また学習相談論については、一通り学習していたので、それを踏まえて合格までの最短距離を意識した。「特定行政書士試験合格」という目標に向けた学習の仕方は、PDCAプロセスをまわして合格ラインを若干上回る点数を獲得することを目指した学習計画を形成するべきである。漠然と学習するのではなく、それぞれの出題可能性の高い分野について、それぞれ現時点の学習レベル、試験で求められるレベルと、合格レベルを想定・検討した上で学習することが肝要となろう。試験で求められるレベルは毎回変わり得る。従って繰り返しになるが合格確実なレベルとして、試験で求められるであろうレベルよりも若干上の理解水準を目指すのであり、学習中は常にそのことを意識し続ける(ギリギリ合格するかもしれない理解水準で試験に臨むのは、不十分である。)。学習論というものは非常に複雑なものでここではごく一部しか述べることができないが、学習の方法を理解することを通じて勉強の構図そのものをおさえておくことは、特定行政書士試験に限らず、他の試験にも大いに役立つものである。

行政書士試験受験時点と現行法で若干の改正部分が存することから法改正部分を中心に学習し理解を深めること、個別具体的な法の各手続について行政不服審査法と行政手続法で適用・不適用の

別を異にする事例があることからその点を中心に学習することが課題と認識した上で、それらの点について学習したことで、合格という結果を得ることができた。もっともこれは、私のケースであり、実際にはどのような学習が必要かというのは個人で差が非常にあるので、実際にはそれぞれに固有の学習計画が必要となる。試験日には学習だけでなく体調も重要であり、総合的にみて合格できる状況とはどういう状況かを具体的に明確にし、そのための方策を取っていくこと、そして何より特定行政書士になるとどのようなメリットがあるのかや、何を目指すのかについてはっきりと分かった上で受験することが重要である。

岐阜支部　堀　雄貴

私は令和3年10月17日(日)に行われた、特定行政書士の考査に合格致しましたので、以下に、①どのような勉強をしたのか、②実際の考査問題はどんな感じなのかについて、述べさせて頂きたいと思います。

まず①についてですが、考査を受験する前に、日本行政書士会連合会の中央研修所研修サイトにて、講習テキストに基づいた、講習動画を受講します。この動画を全て見ることが、特定行政書士の考査を受講するための前提条件となります。それと同時に、特定行政書士の考査の申込みをすると、2冊の市販本も送られてきますので、講習テキストと2冊の市販本の計3冊が、特定行政書士考査の出題範囲となります。

私が実際にした勉強方法ですが、講習動画を見る前に、まず2冊の市販本を読んで全体像をつかみました。講習テキストについては、講習動画を見ながら、何が書かれているのかを把握しました。知識をインプットしたら、問題演習をしてアウトプットをしたいところですが、過去の特定行政書士の考査問題は公開されていないので、どのような問題が出題されるのかが未知数であり、かつ、アウトプットをする機会が得られない状態でした。一応、インターネットで調べると、過去問題が有料で手に入れることはできるみたいですが…。

上記のように、過去問題を入手することは難しいのですが、中央研修所サイトで一応クイズ形式の問題は販売されているので、その問題と、市販本の特定行政書士法定研修考査という書籍の問題演習で、アウトプットをして、本番の考査試験に望みました。

②についてですが、問題数30問に対して考査時間は2時間あり、かつ、四肢択一式問題での出題となります。概ね6割5分以上の正解で、合格圏内に入れるそうですが、実際のところ本当かどうかは定かではありません。

実際に考査を受験すると、最初から難しく感じたのですが、時間に余裕がある試験なので、分からない問題はとばして、分かる問題から解くという方法をとりました。問題を一回りして、再び最初の問題から見ていくと、意外と分からない問題が分かるようになったので、この試験は如何にして、冷静な状態で問題に当たれるかが、重要なのではないかと思いました。実際問題、他の試験もそういうところはありますが…。

以上が、私の合格体験記の内容となります。

なお、これは受験後に思ったことですが、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法の3つの法律は、六法で全ての条文を一通り、一読しておくことをお勧めします。

最後にこの体験記が、今後特定行政書士考査を受験する方の、一助となれば幸いだと思っております。

特定行政書士法定研修修了者のお知らせ

令和３年度特定行政書士法定研修(講義・考査)が実施されました。岐阜会においては、新たに7名の「特定行政書士」が誕生しました。法定研修を修了した会員をご紹介します。

記

池田輝史(恵那支部)　加藤卓俊(西濃支部)　北村彰敏(岐阜支部)　堀　雄貴(岐阜支部)
佐藤　健(岐阜支部)　大野恵美(岐阜支部)　藤塚光一朗(西濃支部)

日本行政書士会連合会と中部地方協議会単位会との連絡会

取材：企画広報部長　玉置　啓昭

今年度と来年度は、岐阜会が中部地方協議会（以下、中地協）の当番会となっておりますところ、令和3年10月22日（金）、じゅうろくプラザ（岐阜市）を会場として、日行連と中地協単位会との連絡会が行われました。日行連から常住会長と相羽副会長、中地協の各単位会（愛知会、三重会、福井会、石川会、富山会、岐阜会）の会長や副会長等が参加しました。

常住会長のご挨拶の中で、岐阜は学生時代の友人の出身地で、その方の実家や商店の工場見学などもされたことがあること、岐阜城や長良川など歴史的にみても大変重要な地域であること等、学生時代から岐阜や中部地方に関わりがあることを紹介されました。

会議の議事進行では、岐阜会の宮脇副会長が座長（進行役）となって、①日行連の当面の諸問題と事業の説明、②単位会の意見・要望事項について、ご説明や意見交換が行われました。

①日行連の当面の諸問題と事業の説明では、日行連の常住会長より、資料等をもとにご説明がありました。具体的には、令和３年度の日行連の事業計画と執行について、職務上請求書の適切な使用について、マイナンバーカードの普及促進について、デジタル化に関する取組み等について触れられました。また役所との関係においては、現場を知っているのは我々行政書士であり、政策集団として、建設的な提言をしていきましょうとの趣旨でご発言もあり印象的でした。

②単位会の意見・要望事項については、各単位会から事前提出された15件の内容について日行連からご回答がありました。岐阜会からは、来年度から建設業許可申請の電子化が予定されているところ、申請フォームに代理人行政書士欄を設ける等、無資格者による代理申請・申請代行が行われない仕組み作りも必要である。ついては日行連と国交省の協議について質問をし、現段階の状況についてご回答がありました。また、職務上請求書の払出について、各単位会で払出しの運用が異なっていることに関して統一的な指標は可能か、倫理研修等について今後の方針について質問し、現在検討している旨のご回答がありました。

全体として3時間程の会議となりましたが、日行連の常住会長のご所見をお聞きし各単位会の要望事項について意見交換がされ、意義ある連絡会の場となりました。次年度においても当番会の岐阜で開催される予定となっております。

最後に、この度地元開催だったこともあり、中地協会長（岐阜会 森会長）の了承も得て取材参加させていただきました。この連絡会は、日行連の事業計画や執行についてお聞きするだけではなく、各単位会から日行連（会長）へ提言やプレゼンをすることが出来る機会にもなり得ると感じました。日行連からの施策を待つのではなく、日行連の施策に影響を与えていく、時にはそういった可能性も秘めた場になるのではないかと感じました。

▲連絡会風景（じゅうろくプラザ）

中部地方協議会　担当者会議

令和3年12月6日(月) じゅうろくプラザ(岐阜市) でテーマ別の担当者会議が開催されました。今回選定されたテーマは、クレーム対応と会員拡大でありました。

クレーム対応の担当者会議においては、愛知会の前田会長を座長に、岐阜会からは宮本副会長と柴田総務部長が参加し各単位会の参加者と意見交換しました。仮にマニュアルがあってもその通りには行かないこともあります。各単位会とも共通の悩みをもつ難しいテーマでありましたが、座長のリードのもと時間が足らないぐらいの有意義な意見交換が出来たようです。

会員拡大の担当者会議においては、石川会の向井会長を座長に、岐阜会から本間副会長と玉置企画広報部長が参加し各単位会の参加者と意見交換しました。北陸等の単位会においては会員数が伸び悩んでおり自然の増減に委ねる訳にいかないことや、今後の人口減少社会等を見据えたうえでのテーマ設定だったと思われます。具体的な内容としては、行政書士有資格者や行政書士の仕事に関心ある方を対象とした開業セミナー(単位会によっては、入会前セミナーや行政書士の業務説明会の名称が使われています) が話題の中心になりました。先行実績のある単位会が経験を披露したり、各自が思い思いの意見交換を致しました。

▲担当者会議クレーム対応

▲担当者会議　全員拡大

中部地方協議会とは

地方協議会は、単位会相互の地域的連絡調整を図り、各単位会の発展向上のために必要な事業を行うために設けられております(日本行政書士会連合会会則第78条)。岐阜会は、愛知会、三重会、福井会、石川会、富山会とともに中部地方協議会に所属しております。

事業としては、総会、理事会、日行連との連絡会、担当者会議、交流事業等があります。各種事業において、意見や情報交換がなされます。岐阜会は令和3年・4年度は当番会として、事業の準備や事務局機能を担っております。今後とも各種会議で充実した議論が期待されております。

行政書士制度70周年総務大臣特別表彰

令和3年10月26日(火)、日本行政書士会連合会が主催する行政書士制度70周年記念式典(会場：ホテルオークラ東京)において、行政書士制度70周年総務大臣特別表彰が実施され岐阜会より馬渕博長会員が受賞されました。

この特別表彰は「多年にわたり行政書士業務に精励し、国民の利便の向上と行政の円滑化に尽力した」全国40名の方が受賞されました。

表彰状は発送をもって代えられることとなりましたことから、馬渕会員の事務所で撮影させていただきました。誠におめでとうございます。今後とも益々のご活躍をお祈り申し上げます。

受賞のことば

行政書士制度70周年記念式典が開催され、総務大臣表彰を受賞いたしました。身に余る光栄な事と喜んでいます。私事、行政書士業務一筋に38年になります。良き先輩方に恵まれ、多くの会員に支えられ、感謝に堪えません。

今後も、市民の相談相手として、又、本行政書士会の発展に微力ながら尽くせたらとの思いです。皆様方には重ねてお礼申し上げます。

▲馬渕博長会員

支部だより

岐阜支部

広報通信員　亀山　雄一

無料相談会

令和3年10月2日(土)、マーサ21にて、恒例の無料相談会を実施いたしました。今年も、コロナ禍にもかかわらずたくさんの方が相談に来てくださり、合計37件の相談がありました。昨年度に引き続き、土地家屋調査士会岐阜支部、司法書士・税理士兼業行政書士の相談員の協力を得られたため、幅広い分野の相談に対応することができました。また、若葉マークの会からは2名の会員の参加があり、相談員のサポート役として実際に相談に入ってもらいました。

第1回全体研修会

令和3年11月26日(金)、長良川スポーツプラザ大会議室にて開催しました。

第1部は「想いをつなぐ家族信託」について、恩田ゆきみ会員をお招きして開催しました。平均寿命と健康寿命、成年後見制度利用の実態、成年後見のデメリット、民事信託と商事信託の違いを説明頂き、家族信託が始まった経緯、家族信託の目的、親亡き後障がいのある子を守りたいといった具体的なケース毎の対応を紹介頂きました。

第2部は、「ここに気をつけよう!!入管業務に関するワンポイントアドバイス」について、柴田陽子支部長をお招きして開催しました。はじめに最近の傾向、わたしたち行政書士が意識しなければならないこと、就労系の在留資格、身分系の在留資格について説明を頂きました。

令和3年度若葉マークの会

若葉マークの会は入会から5年以内の行政書士会の会員であれば支部を問わず参加いただける自主勉強会です。世話人を中心に活発に活動しています。

第1回 令和3年7月9日(金)	・自己紹介 ・柴田支部長による基調講話
第2回 令和3年8月27日(金) ZOOM開催	・自動車実務の申請書類作成等に関する講義 (講師：神原京子会員)
第3回 令和3年10月1日(金) ZOOM開催	・相続実務に関する相談から受任完了までの流れについて (講師：司法書士兼業 宇野裕介会員)
第4回 令和3年10月29日(金)	・LGBTQ 基礎とその法務 (講師：福田茉奈会員)
第5回 令和3年11月26日(金)	・知っておきたい就労ビザの基礎知識(講師：田中愛湖会員) ・来年相談会の各自治体広報担当者の進捗状況確認他
第6回 令和3年12月10日(金)	・先輩行政書士の話を聞いてみよう!(講師：入谷桃世会員) ・無料相談会開催に向けての運営方法打合せ
第7回 令和4年1月14日(金)	・明けまして相続　～遺産分割協議書に関する一連の流れ～(講師：玉置啓昭会員) ・無料相談会開催に向けての運営方法打合せ
第8回 令和4年2月26日(土)	・マーサ21にて無料相談会(中止)

活動総括

前回の報告に続き、コロナ禍の影響を受けながらの支部活動となりました。ただし、幸運なことに無料相談会、第1回全体研修会は感染の波が落ち着いた時期と重なり、無事開催することができました。また、若葉マークの会は感染の波に応じ、対面・非対面を適宜変えて開催しております。研修会や勉強会も含め、会員交流は支部活動の重要な機能と考えております。コロナ禍はまだまだ予断を許さない側面がありますが、少しでも会員の皆様の交流に役立つよう支部活動を継続してまいります。

西濃支部

広報通信委員　川合　良枝

令和３年度第３回三役会

日　時：令和3年8月30日(月)
正午～午後3時
場　所：五右衛門大垣店
内　容：第3回理事会に向けて

第1回支部研修会

日　時：令和3年9月15日(水)
午後1時30分～午後4時30分
内　容：経審・建設業許可の基礎と
建設業法等改正のポイント
講　師：ワイズ公共データシステム株式会社 様
場　所：Zoomによるオンライン講義
(各会員事務所等)
参加者：西濃支部 25名
他支部　15名(岐阜8・可茂2・飛騨1・中濃1・
恵那1・東濃1・郡上1)

令和3年度第3回理事会

日　時：令和3年9月22日(水)
午後6時～午後7時30分
場　所：Zoomによるオンライン会議
(各会員事務所等)
内　容：(1)土地建物六士協議会総会の報告
(2)行政書士試験に係る試験監督員の推薦
(3)レクリエーションの中止
(4)西濃土地建物六士協議会土地建物
相談会の担当者について
(5)行政書士制度広報月間の取り組み
(6)会費納入状況
(7)積立基金の使い道

ポスター配布と窓口標示板の設置等

日　時：令和3年9月23日(木)から
令和3年10月31日(日)
理事等が市町村、県及び警察署等にポスターを配布・窓口規制標示板の設置確認

コスモスぎふと西濃地区地域包括センターへの挨拶回り

日　時：令和3年10月19日(火)、10月26日(火)

支部長、副支部長による官公庁等への新年の挨拶回り

日　時：令和4年1月4日(火)午前10時～

令和3年度第2回研修会

日　時：令和4年1月21日(金)
午後1時～午後4時30分
場　所：大垣市スイトピアセンター　学習館6階
参加者：西濃支部 22名
他支部　5名(岐阜5)

(1)第１部
内　容：相続に伴う財産管理の実務(入門)
講　師：相続コンサルタント
行政書士　伏見　正光 会員

▲第1部　伏見講師

(2)第2部
内　容：廃掃法及び食品衛生法の
一部改正について
講　師：岐阜県行政書士会西濃支部
岩田　好博 副支部長

第１部は元裁判所書記官等のご経験から、不在者財産管理人・相続財産管理人の事務について、申立てを要する具体的な場面から財産引渡しまで、全体像をご説明頂きました。成年後見人等と同じく、行政書士でも選任の可能性があるとのご指摘もあり、多くの会員が熱心に耳を傾けていました。

第２部は県職員として環境・衛生部門で勤務した後、産業廃棄物処理業者の経営者を務めながら行政書士として活動されている岩田副支部長に講師を依頼しました。規制する側とされる側の両方のご経験を踏まえ、過去の事件やそれに伴う法改正等についてもご説明頂きました。

飛騨支部

広報通信員　手塚　傑

令和3年度飛騨支部三役会

日　時：令和3年度9月17日(金)　午後4時
参加者：支部三役

行政書士広報月間に向けて、行政機関・金融機関への啓発ポスター掲示依頼

令和３年度飛騨地区三士業合同研修会

日　時：令和3年12月3日(金)　午後2時～5時
場　所：高山市民文化会館

講義１　非農家等に対する農地利用規制の緩和について
講師：高山市農業委員会事務局
川田　健麿様

講義２　所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについて
民法など一部法改正・相続土地国庫帰属法の概要
講師：司法書士　土村裕之様

講義３　法務局における自筆証書遺言保管制度について
講師：岐阜地方法務局高山支局
支局補佐長　塚本　康博様

９月開催の三役会は当初理事会開催予定でしたが、緊急事態宣言延長に伴い会場が使用不可になり、また、感染リスクを最大限に下げられるように三役会に規模を縮小して実施致しました。

10月の広報月間に向けて、支部理事により行政機関・金融機関へ啓発ポスターの掲示依頼をさせて頂き、関係各所に快くご対応頂く事が出来ました。

12月の三士業研修会は法改正情報など、今後の業務の為に研鑽を深めることが出来ました。例年恒例となっている懇親会は、感染症の状況を鑑み自粛することになりました。

支部だより

東濃支部

広報通信員　尾下　武博

第３回理事会

日　時：令和3年10月7日(木)
場　所：バロー文化ホール　練習室３
１議題
(1) 行政書士制度広報月間(10/1～10/31)に伴う事業について

①資料
広報月間協力依頼文書、ポスター、業務案内パンフレット、ポケットティッシュ、A4クリアファイル、窓口規制表示板(該当部署)

②広報活動
本年度は各関係先(下記場所参照)を直接訪問し、お届けする。

(2) 支部研修会・親睦会について
(3) 令和元年度第4回理事会

多治見、土岐、瑞浪、3市役所、各商工会議所他訪問し、行政書士制度PRポスター配布及び窓口規制表示板調査

日　時：令和3年10月７日～10月13日
場　所：３市商工会議所(多治見、土岐、瑞浪)、３市役所(多治見、土岐、瑞浪)、各市役所の総務課、農業委員会及び各市役所の支所、多治見警察署、東農西部総合庁舎、多治見市文化スポーツ課文化振興事業団、日本政策金融公庫他

行政書士無料相談会

本年は昨年に引き続き新型コロナウイルスの感染予防の観点からやむを得ず中止となりました。

第１回支部研修会

令和4年2月2日に「想いをつなぐ家族信託」をテーマにセラトピア土岐にて開催を予定しておりましたが、まん延防止等重点措置の期間と重なったため中止と致しました。

支部懇親会

11月に予定しておりましたが本年は昨年に引き続き新型コロナウイルスの感染予防への配慮から、やむを得ず中止と致しました。

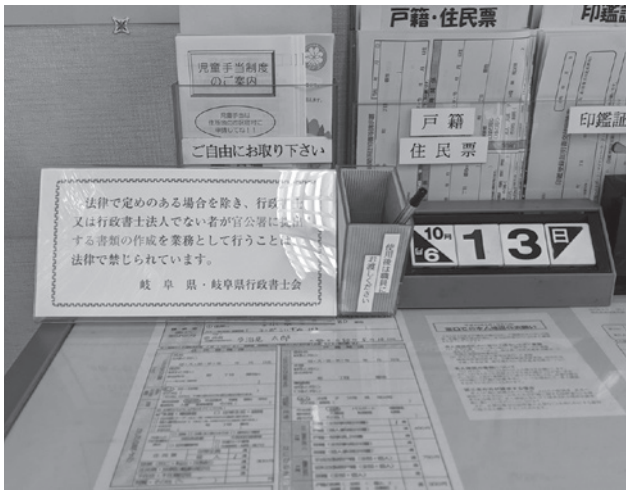

恵那支部

広報通信員　保方　多津美

広報宣伝活動

●官公庁訪問

日　時：令和3年10月28日(木)

遠山支部長が恵那市、中津川市各所へ挨拶

●無料相談

日　時：令和3年10月26日(火)

場　所：恵那市民会館１階会議室

相　談：4件(相続3件、農地関係1件)

月次支援金相談会

日　　時：令和3年
10月19日(火)、10月25日(月)
11月　9日(火)、11月16日(火)

場　　所：恵那商工会議所

相談件数：16件(各会4件)

恵那商工会議所より、商工会議所会員向けに月次支援金相談会の開催依頼があり、3名の行政書士が当番で実施しました。

各会とも4件の相談および申請手続きのサポートを行いました。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止により、研修会等の支部活動を自粛しております。
今後も状況を見ながら、事業等の開催を含め、慎重に判断していきます。

郡上支部

広報通信員　正者　郁朗

令和３年度第１回理事会

日　時：令和3年9月13日(月)

場　所：コロナ禍により書面決議により開催

決議者：支部長　　廣瀬泰輔
副支部長　市村将
支部理事　正者郁朗

議事題目及び議事結果

【本年度事業活動について】

①行政書士業務のPR活動

・行政書士制度広報月間においてPR活動を行う。
※市内行政機関へのポスター及びチラシの配布を行う。
※窓口規制表示板の確認、取替

・郡上市役所各庁舎に新しい会員名簿を備え置く。

尚、ふるさと祭り等の地域活動に参加し啓発物やチラシの配布を行うことについては、今後の動向次第

以上承認可決

②司法書士会八幡支部及び土地家屋調査士八幡睦会と協力して行う無料法律相談会については、新型コロナの影響で中止
尚、ふるさと祭りでの無料法律相談会については、今後の動向次第

以上承認可決

【支部研修会について】

・新型コロナの影響により開催は未定
・開催するならば新型コロナを配慮しつつ司法書士会八幡支部及び土地家屋調査士八幡睦会と協力連携して開催

以上承認可決

【業務関係組織との緊密化について】

・本年の落ち鮎交流会も新型コロナの影響で中止

以上承認可決

可茂支部

広報通信員　大坂　直也

令和3年度　法の日無料相談会（令和3年10月10日）

※例年、美濃加茂公証役場、司法書士、土地家屋調査士および当支部会合同で、開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、中止になりました。

支部研修会

日　時：令和3年10月14日（木）
第１部　13：30～14：30
第２部　14：45～16：00

場　所：美濃加茂市生涯学習センター　402号室

出席者：23名

第１部　インボイス制度

講　師：関税務署職員

（内容）

令和5年10月1日から始まる「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」について、関税務署の職員の方から制度の概要をご説明頂きました。詳しくは、以下のQRコードからインボイス制度特設サイトにアクセスして頂きご参照下さい。

第２部　ドローンの届出手続き、ドローンの活用事例、ドローンの操作体験

講　師：恵那支部　桂和幸会員

協　力：株式会社AIRロボ

（内容）

ドローンの概略、行政書士がドローンに直接関係して行う申請業務の内容、航空法改正にともない2022年から新しく始まる各種申請と行政書士との関係（予想）、ドローンを広めるための政府の施策およびドローンのビジネスでの利活用をご説明いただきました。研修の最後には実際にドローンの操作を体験させていただきました。

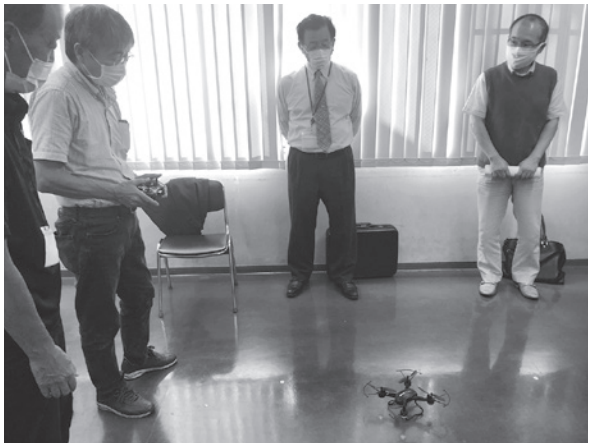

中濃支部

広報通信員　山田　昌幸

令和３年度第１回研修会

例年8月初旬に支部研修会を開催していましたが、コロナ禍の状況を考慮し中止としました。

行政書士制度広報活動

1．関市広報誌（10月号）への掲載
毎月第3火曜日の午後1時～4時に、関市「わかくさ・プラザ」にて無料相談会を実施しています。周知の方法として関市広報誌へ掲載しています。

2．令和3年10月6日（水）に田中支部長と山田副支部長で、関市役所、関警察署、中濃総合庁舎、美濃市役所の各担当課（９ケ所）を訪問。各担当窓口にてキャンペーンの趣旨を説明し、併せてポスターを配布しました。

研修旅行

例年10月最終日曜・月曜で研修旅行を計画していましたが、コロナ禍の状況を考慮し中止としました。昨年度に引き続いての中止となり非常に残念ではありましたが、コロナ禍が終息し旅行に行けるようになることを願って、翌年度を楽しみにしたいと思います。

行政書士試験

令和3年11月14日（日）じゅうろくプラザ（岐阜市文化産業交流センター）で行われた行政書士試験の監督委員等に当支部から田中支部長をはじめ5名が委嘱を受け協力参加しました。例年は中濃支部から3名の協力依頼を受けていましたが、今年度に限っては岐阜会場での受験者数の増加に対応するため2名増員となり、私自身も参加させていただきました。

今回新たに設けられた会場でしたが、気のせいか、室内は今まで以上に試験生たちの熱気で一杯でした。終始トラブルも無く、無事試験を終えることが出来ました。中濃支部ならず、試験監督委員として参加された皆様、大変お疲れ様でした。

試験終了後には、試験監督委員の参加者で関市内のお店にて打ち上げを行いました。当時のコロナ感染状況は沈静化しており、岐阜県内の新規感染者は当日14日で2名のみでした。感染拡大防止に配慮しながらの会食ではありましたが、久しぶりの会食ということもあり非常に楽しく過ごすことが出来ました。

総括

令和4年がスタートしました。コロナ禍は秋頃から急激に落ち着きを見せたと思いきや、現在では変異種のオミクロン株が今にも猛威を振るいそうな気配を漂わせています。

令和3年度には例年になく多くの新入会員を中濃支部に迎えることが出来ましたが、残念ながらコロナ禍のため交流する機会がありませんでした。ワクチン接種も3回目を進めていく話がありますが、感染防止を第一に考えつつも、ウィズコロナとして今後の活動については支部内で話し合いを進めていきたいと思います

中濃支部コラム

民法と不動産登記法等の改正により相続登記が義務化されます。令和6年4月1日より開始されますが、実際には試運転（？）が始まっており「長期間相続登記がされていないことの通知（お知らせ）」なるものが法務局から送付され始めています。

先日弊所に、この通知が届いたとのことで相談がありました。よくよく調べると県道の中の土地で大昔に収用にかかったとのこと。県（土木事務所）に問い合わせてみると「その当時はこれでよかったんです。」とのことで、そういうものか、、、と誰も納得できるわけなく、取り敢えずは法務局に相談して来ようと思います。相続登記の義務化もなかなか一律には進まないだろうなぁ、と思ってしまいました。

中濃支部では本年度に関信用金庫との間において「高齢化社会に向けた包括的連携協力に関する協定書」を締結させていただきました。今後は今まで以上に相続手続きに関するニーズが高まってきますが、それに伴い様々な相談やトラブルも増えるのでは、と思っています。行政書士が中心となってこういった問題を少しでも減らしていける様に願うとともに、皆さんこれからもより一層頑張っていきましょう。

消費税について ～インボイス制度の導入から考える～

理事（経理部長） 佐藤 尚久

令和5（2023）年10月からいよいよ、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されます。このインボイス制度とは消費税に関する新しい制度（改正法）です。そこで、このインボイス制度の導入を目前にして、よりこの制度の理解を深めるためには、あらためて消費税全般の理解をしなおすことが賢明との考えから、「そもそも消費税とは」というところから説明します。

尚、インボイスとはインボイスという名称の新たな書類を追加で作成するのではなく、現在の請求書や領収書等に不足する項目（インボイス番号等）を追加するイメージとなります。

1 そもそも消費税って？

消費一般（サービスを含む）に広く公平に課税する間接税です。したがって、日本の国内において行われる物品の販売、サービスの提供など、日常生活、企業活動のほぼすべての経済活動に消費税という税金が付加されています。ただ、これには例外も設けられています。

〈取引の分類です〉

非課税取引：課税対象になじまないものや政策的な配慮から課税することが不適当とされる取引。（13項目あります）

不課税取引：資産の譲渡等に該当しない取引、国外において行う取引。例えば、給与・賞与の支払い、寄付金の収受、見舞金の収受など。

免税取引：輸出取引や国際輸送などの輸出に類似する取引として行う取引など。

課税取引：上記以外の取引。

（＊この辺は、ご自身で消費税の申告書を作成するうえで必要です。計算書（例）も参照下さい）

2 消費税納税額の計算は？

課税取引にかかる売上に伴って受取る消費税（仮受消費税）から、課税取引に伴って支払う消費税（仮払消費税）を引いた差額が、納付すべき消費税の税額となります。ここでいう仮払消費税のことを**“仕入税額控除”**といいます。（**今回のインボイス制度はこの仕入税額控除に関する改正です**）

＊仕入税額控除”について

この仕入税額控除の掲載は2種類の計算方法があります。（事前に税務署に届出が必要になります）

①本則課税による方法

文字通り、支払った消費税の額をひとつひとつ計算合計して、受取った消費税の金額から控除して申告すべき消費税額の計算を行う方法です。

②簡易課税制度

（基準年分の課税取引金額が、5千万円以下の事業者に認められる消費税の特例計算方法）

支払った消費税額をひとつひとつ計算合計するのでなく、課税売上高のみから納付する消費税額を計算する方法。消費税法で定められた業種ごとの“みなし仕入れ率”を課税売上高に乗じて上記2にいう“仕入税額控除”とみなして申告すべき消費税額の計算を行う方法。

＊二通りの計算結果が示されます

以上のとおり、消費税の納付税額の計算方法には、本則課税と簡易課税の2種類の方法があります。つまりは、算出した消費税の納税額が、計算上2種類となります。尚、これは、事前の届け出が必要であり税額の低い方を選択できるというわけではありません。

3 どんな人が、消費税を納めなければならないの？

基準年分の課税売上高（2年（期）前の消費税を含めた売上高）の金額が1千万円超の事業者は、消費税の納税義務者となります。⇒消費税を含んだ売上高が、1千万円を超えることとなった場合には速やかに、消費税の「課税事業者の届け出書」を所轄の税務署長に提出しなければなりません。

4 基準期間の売上高1千万円以下の事業主は消費税を納めなくても？

このインボイス制度の導入前なら、消費税の申告・納税が免除されている免税事業者としてそうでした。インボイス制度の説明は、**ここからがポイントです。**

5 適格請求書（インボイス）を発行できなくなります

免税事業者の場合には消費税の納税義務は発生しません。しかし、課税事業者でなければ税務署からの「適格請求書発行事業者」の登録を受けることができないため、適格請求書（インボイス）は発行できないままとなります。

6　インボイスが発行できないとどうなるの？

インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者からの請求書や領収書等（インボイス番号の表示のある）でなければ、取引先によっては消費税の仕入税額控除が認められなくなります。

つまり、あなたの事務所が発行した請求書に記載した消費税額（インボイス番号非表示）は、取引先の消費税額の計算上、仕入税額控除の対象とはならないのです。

7　結　論

① もしあなたの事務所の課税売上高が1千万円以下であったとしても適格請求書発行事業者（消費税の納税義務者）にならなければ、顧客によってはあなたの事務所に支払う消費税部分を控除できなくなります（顧客の税負担がその分増えることとなります）。

② この結果、あなたの事務所は事業者の顧客を失うか、その顧客から消費税相当額の値引きの要求（相談）を受ける可能性があります。

③ それでは、思い切ってインボイス登録申請（消費税の納税義務者にもなる）を行うことを決断するなら、消費税の簡易課税を選択し事前に税務署に届け出ておくという選択も考えられます。（登録を受けるかどうかは任意で、個人によって判断は異なります）

＊制度の詳細は、国税庁HPの「インボイス制度の概要」や「インボイス制度特設サイト」、各種ガイドブック等もご参照下さい。

＊令和3年12月24日発行の岐行情報（Vol88）で消費税の改正（インボイス制度の衝撃）についてお知らせの説明文が掲載されましたところ、複数の会員から事務局等に制度のお問い合わせがありました。そこで、改めてTOPICとしてレポートしていただきました。

令和5年　消費税の計算書（例）

＊本則課税計算と簡易課税計算の違いの参考例

【ある行政書士事務所の場合】

	売上高(税抜)	仮受消費税	消費税額の計算 本則課税	簡易課税	
請　求　額	**9,000,000**	900,000	900,000		課　税
車の下取価格	**318,182**	31,818	31,818		車を買替
課税売上高の計	**9,318,182**	**931,818**	**931,818**		
給　与	1,200,000	0	0		不課税
携帯電話等	120,000	12,000	12,000		課　税
ガソリン代等	360,000	36,000	36,000		課　税
収入印紙等	30,000	0	0		非課税
慶　弔　費	10,000	0	0		不課税
外　注　費	800,000	80,000	80,000		課　税
福利厚生費	200,000	20.000	20,000		課　税
接待交際費	600,000	60,000	60,000		課　税
消耗品費	300,000	30,000	30,000		課　税
減価償却費	1,500,000	0	0		不課税
地代家賃	1,800,000	18,000	18,000		課　税
駐車場賃料	96,000	0	0		非課税＊1
雑　費	120,000	12,000	12,000		課　税
管理費の計	**7,136,000**	**268,000**	**268,000**		
消費税額の計算			(**931,818**－**268,000**) 663,818	(**9,000,000**)*0.1 －(9,000,000*0.5)*0.1 ＋(**318,182**)*0.1 －(318,182*0.6)*0.1 450,000+12,727 =462,727	
消費税額			663,800	462,700	税額が異なります

＊1　ここでいう駐車場は、アスファルトなどの舗装もなくまた駐車スペースの明示もない、土地に駐車している場合を想定しています。仮に 雑種地の上にロープなどで駐車スペースを明示されている場合などは、課税取引となります。

＊2　この行政書士さんは、この年事業用の車を買い替えています。この場合の下取価格は、課税物品の売却となりますから、消費税計算の対象となります。尚この場合に、この行政書士さんは、**「どんな人が、消費税を納めなければならないの？」**にいう 消費税を含んだ課税売上高が1千万円を超えることとなるので、令和7年分には消費税の申告と納税が必要となります。

＊3　簡易課税における税額計算において、行政書士業務の事業区分は、**第五種事業**での計算です。
車輌の下取(売却)は**第四種事業**に該当します。

各研究会の活動報告

国際業務研究会

代表世話人　田中　愛湖

当研究会は会員の自主的な運営により、会員同士の意見交換等を通して、国際業務に関しての具体的な知識を深めていくことを目的として、活動をいたしております。現在は45名の会員が在籍しております。当研究会では不定期で年に数回、意見交換会を行っております。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響でしばらく開催できておりませんでしたが、令和3年12月に意見交換会を開催することができました。今回は11名の会員の方にご参加いただきました。会員の先生がビザ申請の事例についての資料を作成して配布してくださり、大変貴重な情報を共有していただきました。また、コロナ禍においての対応についてや、入管の管轄ルールの変更についてなど入管業務に関する情報交換をすることができて、非常に有意義な会となりました。次年度の活動については、コロナウイルスの感染状況に配慮しながら開催を検討していく予定です。

新入会員の募集は随時行っておりますので、国際業務にご興味のある方は、実務経験の有無を問わず、お気軽にご連絡ください。また、既存会員からの意見や要望も随時募集しておりますので、何かございましたら遠慮なくご意見賜れれば幸いです。

今後も会員皆で情報を共有し合い、国際業務の専門家として知識を高めて、行政書士の地位向上に繋げられるように努力してまいります。会員の皆様には、引き続きご指導・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

運輸交通業務研究会

代表世話人　池田　香代子

新型コロナウイルスの感染拡大が叫ばれて、やがて2年が経過しました。会員の皆様の暮らし状況、あるいは、業務のあり方も「withコロナ」を前提にいろいろな変化が見受けられ、最近ではその変化にも慣れて来たところと思います。業務内容の変化のあらわれとして、OSS車庫証明のステッカー取得が、全国の警察署から郵送が可能になり、OSSの推進につながって行くと思います。

さて、今年度、令和3年11月24日(水)研究会を開催しました。2年ぶりの開催は、新鮮さを感じ、集うことの大切さをあらためて実感したところです。内容は、運輸交通部会長より本会の動向を説明していただき、理解を深めました。以上、報告をさせていただきます。今年も、よろしくお願いいたします。

農地開発業務研究会

研究員　伊藤　浩司

今年度の研究会は代表世話人の山内先生や先輩研究員のアイデアで、岐阜県の「都市計画法開発許可の手引き」をテキストとして、最初から順番に見直し、大事なポイントを学び、意見交換をしております。これは、基本に戻って足元をみつつ、次に生かしていけるようにとの趣旨で始まりました。

一人で手引きを読むだけでは面白みは少ないのですが、研究会の教材として活用すると実務に直結するだけに様々な話に膨らみ、学ばせていただくことが多いです。

第1回目は上野先生、第2回目は上村先生による発表でした。特に第1回で印象に残ったのは開発許可事務の手引資料編の開発許可制度運用指針の話、第2回では造成行為、建築行為の違いでした。これらは行政が手引に記載されているが、違った運用をしていたり、行政の解釈に対し違う根拠で反論するということを分かりやすい例を用いて教えていただきました。

まだまだ知らないことが沢山あり、行政の指導も別の解釈があって反論できることを痛感しました。残念ながら第1回、第2回ともに発表の時間に遅れてしまい、全部を聞くことができなかったのですが、私が聞いた中でもこれだけの発見がありましたので、聞けなかった内容にどれだけの知識があったのか、遅刻したことが残念でなりません。

これから３回、４回と続いていくと思いますので、また知らなかった新しい知識を楽しみにしています。

〈今年度の開催〉

第１回
日　程：令和3年9月13日(月)
会　場：ワークプラザ岐阜　中会議室403
発表者：上野達也 世話人

第２回
日　程：令和3年11月24日(水)
会　場：岐阜市長良川防災・健康ステーション　第１会議室
発表者：上村重徳 世話人

建設業務研究会、環境衛生業務研究会は感染症対策などの事情から開催を自粛されておりますので、今号の活動報告はありません。尚、研究会への参加を希望される会員は各世話人等へご連絡下さい。

女性の集い会員募集について

行政書士会員の皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、女性の集いでは、随時会員を募集しております。年に2回会員相互の交流や親睦を図る目的で体験教室や食事等を行っています。経験を問わず、女性の行政書士会員の方でしたらどなたでもご入会できますので、ご興味のある方はお気軽に下記までお問い合わせください。

2019年春　食事会
イタリアンレストラン「フェリチタ」

■会員数　33名（令和3年8月現在）
■年会費　3,000円
■活　動　年2回（春・秋）

今までの活動
・鍋敷き作り（多治見市）　・薔薇館（仏料理）
・陶芸教室（岐阜市）　・松風庵（日本料理）　など

※現在は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い年会費の徴収・活動は行っていません。
今後の活動については情勢を見ながら判断し、改めてご案内させて頂きます。

お問合せ（世話人）
- 青木友里（岐阜支部）　058-201-6720　E-mail : info@aoki-office.biz
- 島田麻里（西濃支部）　0584-75-5665
- 神原京子（岐阜支部）　090-6611-4798

設立準備中

アマチュア無線・無人航空機研究同好会（仮称）メンバー募集中

アマチュア無線は「趣味の王様」と呼ばれるほど世界中にたくさんの愛好者がいます。さらに最近では、無人航空機（ドローン）の画像転送（FPV）にアマチュア無線技士の資格が必要となるなど、資格の幅が広がりつつあります。また自然災害等が発生したときの非常無線通信の実施や、電波法の改正により有資格者が資格を持たない小中学生に通信体験の機会を提供できるようになるなど、アマチュア無線技士資格の社会的ニーズも高まっております。

会員の楽しいコミュニケーションの場として、アマチュア無線交信、無人航空機（ドローン）の利活用や無線局開設申請、飛行許可申請の研究などもやっていきたいと考えております。

アマチュア無線の免許をお持ちでない方には資格取得のアドバイスもさせて頂きます。無線通信やドローンに興味のある方！お気軽にお問合せ下さい！！

発起人　奥田　順康（岐阜支部）
古川　英治（岐阜支部）
※お問合せ等は古川まで（info@office-furukawa.net）

(一社)コスモス成年後見サポートセンター岐阜県支部

コスモスぎふ 活動報告

支部長　佐藤　住子

幹事会の開催

日　時：令和3年9月8日(水)　13:30～15:30
場　所：ZOOM会議

岐阜県支部定時社員総会

日　時：令和3年9月27日(月)　14:00～14:20
場　所：ワークプラザ岐阜　4階　大会議室
※ZOOMでの参加も可

会員総数28名、会場参加15名、ZOOM参加4名、委任状6名でした。

総会の議案として、令和2年度の事業報告及び収支決算並びに今年度の事業計画及び収支予算が諮られ、審議の結果いずれも原案通り可決承認されました。

▲議長北村会員

更新研修の開催

日　　時：令和3年10月～11月末日まで
受講方法：VOD研修

本年は6名の方が対象でした。

近時の情勢により、今年も昨年に引き続き、7月31日まで期限を延長しての実施となりました。今年から、本部で取り入れられたVODを活用した研修ですので、24時間いつでも視聴できます。コンテンツの充実も図られています。

定時社員総会

日　時：令和3年10月29日(金)　13:00～15:00
場　所：虎ノ門タワーズオフィス6階　Room7

今年も昨年同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委任状や書面及び電磁的方法による議決権行使を推奨しての開催となりました。当日は、インターネットによる中継もされました。

法人後見の受任を見据え、法人化の検討が進められておりましたが、このたび、公益社団法人への移行認定申請に伴う定款変更(案)についても議案に盛り込まれました。今後は法人後見受任に向けての整備が整っていくものと思われます。

広報月間の実施について

今期は、西濃支部のご協力により、西濃支部管内15カ所の地域包括支援センターへの訪問挨拶に同行させて頂きました。平成29年3月24日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」の中で義務付けられている中核機関についても各市町で設置がされている実情を伺うことができました。コスモスに所属している後見人候補者名簿を手渡し、お困りごとがあれば、いつでもご連絡頂くように説明しました。まだまだ、「岐阜県全域に会員がいます。」とは言える状況ではありませんが、お困りごとには、いつでも寄り添うことができる存在でありたいと思いました。

また、今年は、一般会員の方のご尽力もあり、家庭裁判所と市役所市民課にもご挨拶に伺いました。チラシや候補者名簿を手渡し、行政書士を活用していただくようアピールしました。

これからも継続した広報活動をしていくこと、コスモスを知って頂くこと、そして会員を増やすことが、地道ではありますが、関係機関から声をかけていただく一歩につながると改めて感じました。

研修会

日　時：令和3年11月25日(木)　13：30～15：30
会　場：ワークプラザ岐阜　4階　大会議室
内　容：「岐阜県下における成年後見制度の現状
～モノの本にはあまり書かれていないお話～」
講　師：いちい法律事務所
弁護士　飯沼 敦朗 様
(岐阜県弁護士会 高齢者・障害者の権利
擁護センター 副委員長)

▲森会長挨拶

▲講師　飯沼先生

今年は、弁護士会から講師をお招きして開催しました。

岐阜県弁護士会と家裁等との協議に参加されるなど、長期にわたり成年後見制度に関わってこられたご経験から、成年後見制度の過去・現在・未来の姿、建前と実情、誤解や問題事例など、教科書からは学ぶことが難しい事柄についてご教授いただきました。

コスモス会員、一般の会員あわせて30名の出席でした。本会 森会長、宮脇副会長も、ご出席いただきました。普段は聞くことのできない貴重なお話をふんだんに盛り込んだ研修でした。

さいごに

コスモスぎふでは、「岐阜県全域に万遍なく会員がいます。」と胸を張って言えるほどの会員数を目指しています。困った時に、すぐ近くにいる人に相談できるという安心感は、どこに住んでいても皆が必要とするものではないでしょうか。

成年後見業務に取り組んでみようと思っておられる方は、是非、お声がけくださいませ。

日本行政書士《岐阜県行政書士政治連盟会報》

政連ぎふ

第64号

〈編集兼発行人〉
岐阜県行政書士政治連盟　会長　桑原　一男

政経文化パーティー

昨年10月9日長良川国際会議場において、自由民主党岐阜市支部主催の令和3年度政経文化パーティーが開催されました。当会からは桑原会長、杉山幹事長の2名が出席し、野田聖子衆議院議員をはじめ渡辺猛之参議院議員、大野泰正参議院議員、県議会議員及び市議会議員の先生方に行政書士制度について一層のご理解ご協力をお願い致しました。

▲自由民主党岐阜市支部「政経文化セミナー」

第2回四役会

昨年10月15日事務局会議室にて今年度第2回四役会が開催されました。桑原会長、宮本副会長、杉山幹事長及び宮脇副幹事長の4名が出席し、10月19日に公示される第49回衆議院議員総選挙への対応について慎重に審議がなされ、上程された全議案について原案どおり可決承認されました。

第49回衆議院議員総選挙

昨年10月19日に公示された衆議院議員総選挙において、1区 野田聖子、2区 棚橋泰文、3区 武藤容治、4区 金子俊平、5区 古屋圭司の各候補を推薦し支援活動を行いました。

10月23日には、常住豊日行連会長、相羽利子日行連副会長(日政連幹事)が来岐、1区野田聖子候補並びに２区の当会顧問でもある棚橋泰文候補の選挙事務所を訪問激励されました。

翌週の10月25日には、井口由美子日政連会長、竹田勲日政連副会長、若林三知日政連常任幹事及び本多証一愛知県政治連盟幹事長が来岐、１区野田聖子候補並びに２区の棚橋泰文候補の選挙事務所を訪問激励されました。

同月31日投開票の結果、野田聖子、棚橋泰文、武藤容治、金子俊平、古屋圭司の5名の推薦候補が全員当選されました。

当選挙において、会員の皆様には格別なるご尽力を賜り、ここに紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

▲衆議院議員総選挙　公示

▲日政連 井口会長 他　候補者の激励支援のため来岐

第3回四役会

昨年12月5日事務局会議室にて今年度第3回四役会が開催されました。大橋相談役、桑原会長、宮本副会長、杉山幹事長及び宮脇副幹事長の5名が出席し、12月14日開催の第４回幹事会に上程する議案等について慎重に審議がなされ、原案どおり全議案を上程することが可決承認されました。

▲四役会

第4回幹事会

昨年12月14日ホテルグランヴェール岐山にて今年度第４回幹事会が開催され、上程された①第49回衆議院議員総選挙における支援活動の総括について　②「政連ぎふ」第64号の発行について　③岐阜県行政書士地方議員協議会の開催について　④地方選挙への対応について　⑤未収入会費への対応について　⑥会費未納会員の不納欠損処理について　⑦その他　等々の各議案に関し慎重に審議がなされ、全議案とも原案どおり可決承認されました。

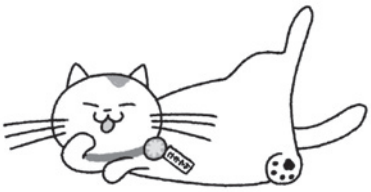

▲幹事会

主な活動日誌（記事を除く）

令和３年

９月27日	新入会員ガイダンス
10月25日	新入会員ガイダンス
11月 ２日	自由民主党岐阜県支部連合会 友好団体連絡協議会
18日	新入会員研修会
22日	新入会員ガイダンス
12月27日	新入会員ガイダンス

令和４年

１月 ５日	新年挨拶廻り
19日	四役会

会員の動向

新入会員

みす　けんじ
翠　健治

岐阜支部
入会日 R3.9.1
登録番号 21202009

行政書士翠健治事務所
〒500-8841　岐阜市高野町3丁目10番地2
TEL.058-262-3928

自己紹介　この度行政書士として活動させていただくことになりました。相続に関する業務でお客様の手助けをしていきたいと思います。

なかやま　ゆうた
中山　雄太

東濃支部
入会日 R3.9.1
登録番号 21202010

行政書士中山雄太事務所
〒509-6122　瑞浪市上平町5丁目5番地の1
産業振興センター2階インキュベーションルームB
TEL.0572-56-6757

自己紹介　行政書士事務所経験もないため、これから学んでいきたいと思っておりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さわだ　みはる
澤田　美春

岐阜支部
入会日 R3.10.15
登録番号 21202278

澤田行政書士事務所
〒500-8323　岐阜市鹿島町一丁目19番地
TEL.058-252-5320

自己紹介　行政書士として右も左も分からない状況です。皆様にご指導頂きながら頑張って行きたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

いとう　まさひろ
伊藤　雅大

岐阜支部
入会日 R3.11.1
登録番号 21202369

行政書士伊藤雅大事務所
〒501-6052　羽島郡笠松町下本町４番地
TEL.058-387-3020

おかだ　じゅん
岡田　純

中濃支部
入会日 R3.11.1
登録番号 21202370

岡田行政書士事務所
〒501-3211　関市関ノ上１丁目6番10号
TEL.0575-46-7410

自己紹介　長年、企業において「製品開発」の仕事をして参りました。国民の権利利益の実現に資することを目的とする「行政書士業務」に遣り甲斐を感じております。取扱業務として、"権利義務関係"を予定しております。高齢からのスタートですが、ご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

はやざき　あつし
早﨑　篤司

西濃支部
入会日 R3.12.1
登録番号 21202528

はやざき行政書士事務所
〒503-0805　大垣市鶴見町291番地2
フォーブルアズマヤ店舗1階103号室
TEL.070-3854-7381

自己紹介　大垣市で開業している税理士・行政書士です。相続関連業務を中心に頑張っていきます。好きな映画は「男はつらいよ」です。

かねやま　ひさし
兼山　尚

飛騨支部
入会日 R3.12.15
登録番号 21202608

かねやま行政書士事務所
〒509-1606　下呂市金山町祖師野666番地2
TEL.0576-74-1228

自己紹介　相続や建設業関係を中心に取り組みたいと思います。好きなお酒もほどほどに、焦らず・驕らずをモットーに誰かのお役に立てれば幸いです。

ふなさか　たかし
舩坂　卓

飛騨支部
入会日 R3.12.15
登録番号 21202609

行政書士舩坂卓事務所
〒509-2518　下呂市萩原町上呂436番地
TEL.0576-55-0038

自己紹介　資産業務（相続・贈与・譲渡など）を中心に頑張っていきたいと思います。暖かくなり趣味のアユ釣りができることを、心待ちにしています。

新　入　会　員

安田　英示（やすだ　えいじ）

岐阜支部　入会日 R3.12.15　登録番号 21202610

安田英示行政書士事務所
〒501-3107　岐阜市加野7丁目13番18号
TEL.080-5112-3909

自己紹介　補助金申請等の中小企業支援を中心に頑張りたいです。前職は商工会議所。趣味は将棋で、10分切れ負けのネット対戦が好き。よろしくお願いします。

篠田　陽子（しのだ　ようこ）

岐阜支部　入会日 R4.1.1.　登録番号 22200062

耕夢行政書士事務所
〒500-8152　岐阜市入舟町3丁目32番地3
篠田建設ビル3階
TEL.058-259-3292

板井　裕香（いたい　ゆか）

可茂支部　入会日 R4.1.15　登録番号 22200137

行政書士いた井事務所
〒505-0052　美濃加茂市加茂野町今泉1150番地
TEL.090-4909-3684

自己紹介　様々な経験を通し、お客様に信頼される行政書士であれるよう取り組んでいけたらと思います。よろしくお願い致します。

加藤　博史（かとう　ひろし）

可茂支部　入会日 R4.1.15　登録番号 22200138

加藤行政書士法務事務所
〒509-1101　加茂郡白川町白山1512番地1
TEL.0574-75-2547

自己紹介　元地方自治体職員です。前職時代に築き上げた人脈を生かして、高齢化の進む町で住む人の権利や義務、生活上の困った事案の解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。宜しくお願いいたします。

退会者

支部	日行連処理年月日	登録番号	氏　名
飛騨	R3.8.27	96204342	山下　公平
岐阜	R3.10.31	64200103	小田　修司
西濃	R3.11.12	05200370	河合　晴明
岐阜	R3.11.30	68200167	野々垣春彦
恵那	R3.11.30	87200732	青山　珠江
岐阜	R3.12.17	17201124	吉田　　茂
岐阜	R3.12.24	04201575	小川　康浩
西濃	R4.1.31	95202518	立川　弘美
郡上	R4.1.31	07201636	橋場　初久
岐阜	R4.1.31	19201957	小川　洋史

ご逝去

支部	死亡年月日	登録番号	氏　名
岐阜	R3.6.4	02204178	澤端　　浩
岐阜	R3.11.4	12202193	村井　憲朗
岐阜	R3.12.10	91200909	種田　行右
岐阜	R4.1.4	82200598	山岡　正直

会員の動向

法人会員

行政書士法人HAL

岐阜支部　設立日 R3.11.1　登録番号 2114201

〒502-0909　岐阜市白菊町4丁目16番地1
TEL.058-201-6720

事務所の移転・その他の変更

支部	日行連処理年月日	登録番号	氏名	変更事項
岐阜	R3.8.31	98207469	和久田浩二	〒500-8104 岐阜市美園町1丁目9番地 TEL.058-266-0011
西濃	R3.9.15	14201268	三輪　聰	TEL.090-6082-7077
岐阜	R3.9.15	16202458	福田　中	〒501-0407 本巣市仏生寺868番地35
東濃	R3.9.15	10201714	工藤　博之	〒509-6102 瑞浪市稲津町萩原368番地
岐阜	R3.9.15	20202331	山田　源太	〒500-8465 岐阜市加納寿町4丁目1番地 加納寿ビル3階A号室
岐阜	R3.9.30	15191859	坂口　裕祐	〒504-0945 各務原市那加日新町6丁目3番地 オフィス21 3-C TEL.080-1567-3826
岐阜	R3.10.15	08201811	地守　亮	〒500-8108 岐阜市川端町13の1 イーストアサノ5F N号室
岐阜	R3.11.30	18200558	青木　友里	行政書士法人HAL
西濃	R3.11.30	19202453	横山　正樹	けやきパートナーズ行政書士法人 (行政書士法人IBI より法人名変更)
西濃	R3.11.30	15200109	国枝　宗徳	けやきパートナーズ行政書士法人 (行政書士法人IBI より法人名変更)
岐阜	R3.11.30	19202044	森　大輔	森大輔行政書士事務所 〒500-8226 岐阜市野一色四丁目2番11号 TEL.070-1617-2698
岐阜	R4.1.31	17201830	長澤　肇	504-0968 各務原市那加西野町30番地1

令和3年度　行政書士試験報告

一般財団法人行政書士試験研究センター
岐阜県試験場責任者　宮脇 万記臣

令和3年度行政書士試験が令和3年11月14日(日)に全国一斉に実施されました。

岐阜県では昨年の2倍を超える1200名以上の受験申込者があったため急遽、ソフトピアジャパン(センタービル・大垣市情報工房)に加えて、じゅうろくプラザ、岐阜市文化センターの3会場において実施することとなりました。

昨年に続きコロナ禍の中での実施となり、安心・安全な受験にするため、細心の注意をもって準備を行いました。試験日も全監督員・全本部員が真摯に取り組んでいただき、各々の職務を適正、円滑に事務執行していただきました。

あらためまして会場関係各位、試験監督員・試験本部員の皆様、事務局の皆様の多大なるご指導とご協力のおかげ様で、無事に終えることができましたことを感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

今年度の合格発表は、令和4年1月26日(水)になされました。また、令和4年度の行政書士試験は令和4年11月13日(日)に実施されます。会員の皆様には、業務お忙しい中とは思いますが委嘱の依頼がありましたら行政書士制度の維持発展のため、ご協力をお願い申し上げます。

■ 令和3年度 行政書士試験実施結果について

	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
岐阜県	1,224	967	115	11.89%
全　国	61,869	47,870	5,353	11.18%

※(一財)行政書士試験研究センターのサイト「都道府県別試験結果一覧」参照

■ 過去の行政書士試験の結果(参考)

	受験者数	合格者数	合格率(%)
平成29年度	460	58	12.61
平成30年度	419	53	12.65
令和元年度	415	35	8.43
令和2年度	447	28	6.30

※岐阜会70周年記念誌「行政書士試験合格者の推移」の頁を参照

※本頁後段の実施結果等については企画広報部で作成しました。

表紙の写真

新境川堤の桜
［各務原市］

ぎふの旅ガイド
フォトライブラリー

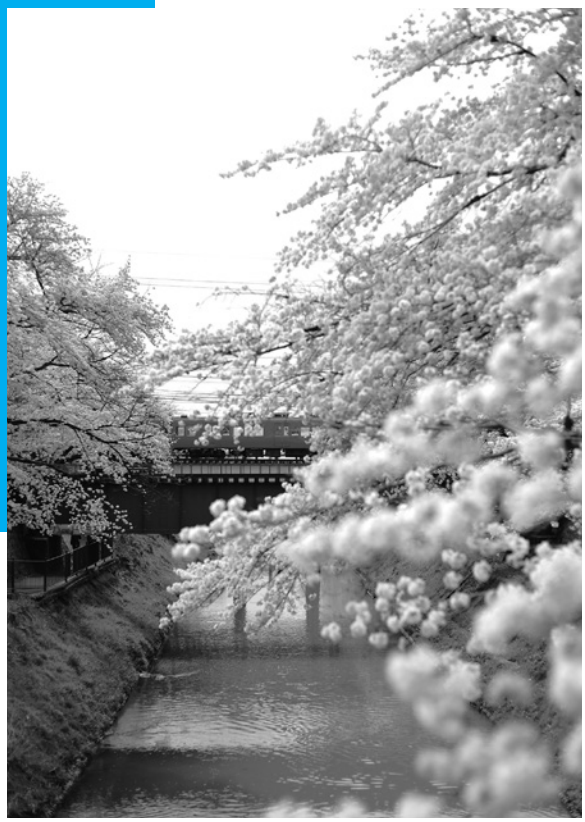

編集後記

前号でお知らせしましたとおり、今号から3月1日に発行させていただきました。また、旅行もままならない状況でもありますので、表紙だけでも雰囲気が出るよう春の訪れも兼ねて桜の表紙としました。

さて、今年度の研修会では弁護士で当会にも登録されている藤井先生に業際に関する講義をしていただきました。本誌業務研修会の頁には、講義で紹介された判例や裁判例などの紹介もしておりますので、ご参照いただく際の参考にしていただけたらと思います。

また、特定行政書士法定研修の修了者の方にご協力いただき、合格体験記を掲載しています。考査に合格した今だからこそ書けるものがあると思いお願いしました。誠にありがとうございます。

総務大臣特別表彰を受賞された馬渕博長先生の事務所に、会報の撮影でお伺いしました。地元密着でやってこられたことや思い出話などお聞かせ下さいました。今回はインタビュー等ではありませんので対話の再現などはありませんが、事務所訪問をさせていただく機会ともなりました。誠におめでとうございます。

さて、実務においては、建設業において許可や経審で電子申請が今後予定されております。お客様から「どのようになるのでしょうか」と聞かれた会員もおられると思います。相続等の民事法の分野では改正民法の施行等にも意識を配る必要があります。お客様や実務とともに行政書士の役割がより実るようになればと思います。

最後に、間もなく次年度を迎えます。会員の皆様のことも思い描きながら、会長を始め執行部で会務を担って参りたいと思います。

企画広報部長　玉置 啓昭

次号125号　令和4年9月1日発行予定　集える夏になっていることを願って

行政ぎふ124号　令和4年3月1日発行

発行所／岐阜県行政書士会　〒500-8113 岐阜市金園町一丁目16番NCリンクビル3F　Tel.058-263-6580 Fax.058-264-9829
発行者／会長 森　伸二　　編集／企画広報部　　デザイン・印刷／ヨツハシ株式会社

令和四年　年令・西暦早見表　2022

生年	年齢	西暦	干支	生年	年齢	西暦	干支	生年	年齢	西暦	干支	生年	年齢	西暦	干支
大正 11	**100**	1922	戌	22	**75**	1947	亥	47	**50**	1972	子	9	**25**	1997	丑
12	**99**	1923	亥	23	**74**	1948	子	48	**49**	1973	丑	10	**24**	1998	寅
13	**98**	1924	子	24	**73**	1949	丑	49	**48**	1974	寅	11	**23**	1999	卯
14	**97**	1925	丑	25	**72**	1950	寅	50	**47**	1975	卯	12	**22**	2000	辰
大正15年 昭和元年	**96**	1926	寅	26	**71**	1951	卯	51	**46**	1976	辰	13	**21**	2001	巳
昭和 2	**95**	1927	卯	27	**70**	1952	辰	52	**45**	1977	巳	14	**20**	2002	午
3	**94**	1928	辰	28	**69**	1953	巳	53	**44**	1978	午	15	**19**	2003	未
4	**93**	1929	巳	29	**68**	1954	午	54	**43**	1979	未	16	**18**	2004	申
5	**92**	1930	午	30	**67**	1955	未	55	**42**	1980	申	17	**17**	2005	酉
6	**91**	1931	未	31	**66**	1956	申	56	**41**	1981	酉	18	**16**	2006	戌
7	**90**	1932	申	32	**65**	1957	酉	57	**40**	1982	戌	19	**15**	2007	亥
8	**89**	1933	酉	33	**64**	1958	戌	58	**39**	1983	亥	20	**14**	2008	子
9	**88**	1934	戌	34	**63**	1959	亥	59	**38**	1984	子	21	**13**	2009	丑
10	**87**	1935	亥	35	**62**	1960	子	60	**37**	1985	丑	22	**12**	2010	寅
11	**86**	1936	子	36	**61**	1961	丑	61	**36**	1986	寅	23	**11**	2011	卯
12	**85**	1937	丑	37	**60**	1962	寅	62	**35**	1987	卯	24	**10**	2012	辰
13	**84**	1938	寅	38	**59**	1963	卯	63	**34**	1988	辰	25	**9**	2013	巳
14	**83**	1939	卯	39	**58**	1964	辰	昭和64年 平成元年	**33**	1989	巳	26	**8**	2014	午
15	**82**	1940	辰	40	**57**	1965	巳	平成 2	**32**	1990	午	27	**7**	2015	未
16	**81**	1941	巳	41	**56**	1966	午	3	**31**	1991	未	28	**6**	2016	申
17	**80**	1942	午	42	**55**	1967	未	4	**30**	1992	申	29	**5**	2017	酉
18	**79**	1943	未	43	**54**	1968	申	5	**29**	1993	酉	30	**4**	2018	戌
19	**78**	1944	申	44	**53**	1969	酉	6	**28**	1994	戌	平成31年 令和元年	**3**	2019	亥
20	**77**	1945	酉	45	**52**	1970	戌	7	**27**	1995	亥	令和 2	**2**	2020	子
21	**76**	1946	戌	46	**51**	1971	亥	8	**26**	1996	子	3	**1**	2021	丑

注　年令は誕生日以後の満年令です。
　　誕生日以前は1才を引いて下さい。

各年号の最終年月日
　平成31年４月30日
　昭和64年１月７日
　大正15年12月25日

岐阜県行政書士会

このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

行政書士は
頼れる街の法律家

伊藤聡子

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします!

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
岐阜県行政書士会

後援:総務省
岐阜県

日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん

令和3年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

暮らしとビジネス

「そうだ、行政書士に相談しよう！」

- 相続・遺言
- 外国人の在留・就労・帰化
- 農地法手続き 開発許可
- 自動車登録 運送事業
- 建設業・経審
- 営業許可 各種許認可
- 法人関連手続
- 中小企業 支援
- 契 約 書

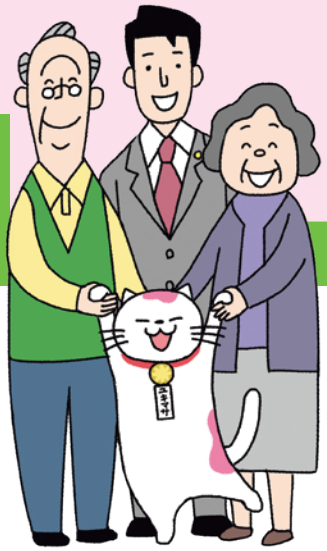

岐阜県行政書士会

〒500-8113　岐阜市金園町一丁目16番地 NCリンクビル3F
TEL.058-263-6580　／　FAX.058-264-9829
〈 E-Mail 〉honkai@gifu-gyosei.or.jp
〈 URL 〉http://www.gifu-gyosei.or.jp/